

鳥取県最低賃金専門部会委員名簿

令和2年7月21日

区分	氏 名	職 名
公益代表	岩井 和由	元 鳥取短期大学生活学科 教授
	佐藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部 准教授
	西村 教子	公立鳥取環境大学経営学部 教授
労働者代表	河村 正之	電機連合山陰地方協議会 事務局長
	田中 穂	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 事務局長
	林 大介	UAゼンセン鳥取県支部 支部長
使用者代表	花原 秀明	元 三洋製紙(株) 総務部 参与
	平木 修	鳥取県商工会連合会 副会長
	宮城 定幸	(一社) 鳥取県経営者協会 専務理事

令和2年7月22日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和2年6月26日に諮問のあった令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参照され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

令和2年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和2年7月21日

1 令和2年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。

2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 感染症の影響下の厳しい中にあっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の待遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと、
- ② 他方、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら、労働時間の削減や労働者に休業をさせる等により雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされるることは避ける必要があること、
- ③ 雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率は全ての都道府県で1倍を超えた令和元年の雇用者数も増加傾向にあるものの、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があ

ること、

- ④ 賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること、加えて名目GDP成長率も大幅に下落していること、
- ⑤ 令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近のこれらの指標についても、各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考とするには慎重な検討を要すること、
- ⑥ 世界的に感染状況が拡大している中、日本においても緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、感染症による経済・雇用等への影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相当に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不斷に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことが適当と考える。

(4) 最低賃金引上げが及ぼす影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和2年7月21日

1 はじめに

令和2年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、今回のコロナ禍の中、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならない。春季生活闘争では、労使の真摯な交渉を経て賃上げが行われており、この流れを最低賃金の改定により労使関係のない労働者にも波及すべきと主張した。

また、政労使で賃上げの重要性を確認し、ステップを踏んで最低賃金を引き上げてきた流れを止めるべきではなく、この流れを断ち切れば、デフレ回帰を惹起しかねないと述べ、雇用の確保と企業の持続性を担保することが現下の最重要課題であることは否定しないが、そのことと最低賃金引上げの重要性は分けて考えるべきと主張した。

更に、新型コロナウイルス感染症対策の予算措置は GDP 押上げ効果があるとされており、最低賃金発効は早くても 10 月であることから、現下の厳しさだけをもって目安の示し方を議論すべきではない。今後の日本経済の再生に向けて、内需拡大や落ち込んだ消費マインドの上昇が必要であり、労働者が生活や雇用に不安を抱える中、最低賃金を引き上げることは、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得ると主張した。

昨年度の目安答申の公益委員見解にあった通り、消費税増税による物価変動等の状況を勘案した審議を行うべきであり、とりわけ物価上昇に伴う実質賃金を維持することは基本である。今回のコロナ禍によって労働者の生活も苦しくなっていることも踏まえた審議を行うべきであり、特に、緊急事態宣言の中、社会機能を維持するために欠かせない仕事を担っているエッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者は、最低賃金近傍で働く方も少なくなく、感染の不安や恐怖と闘いながら働き続けた労働者に報いるべきであり、最低賃金の引上げは社会的要請であると主張した。

また、現在の最低賃金は最高額の 1,013 円でも 2,000 時間働いて年収 200 万円程度に過ぎず、日本の最低賃金は国際的にみても相当低位にとどまっている。最低賃金は十分なセーフティネット機能を果たし得る、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべき。今年中に 800 円以下の地域をなくすこと、トップランナーである A ランクが 1,000 円に到達する考えを堅持したいと述べた。

地域間格差は、地方から隣県や都市部への労働力流出の一因である。加えて今回のコロナ禍は、大都市への労働力集中による経済の一極集中と感染リスク増大という弊害を明らかにしたことも踏まえれば、ランク間格差縮小に向けた抜本的な対応をとる必要があり、引き続き格差是正につなげる姿勢を見せるべきだと主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、コロナ禍によって、日本経済はこれまでに経験したことのない危機的な状況に直面しており、緊急事態宣言や休業要請等は大規模な需要喪失と幅広い業種や地域に影響をもたらし、宣言解除後も以前の状況に戻っていない。とりわけ、経営基盤が脆弱な地方の中小企業・小規模事業者に甚大な影響を与え続けているとの認識を示した。

また、多くの企業が助成金等を活用した休業等を実施した結果、休業者は354万人超とリーマンショック時を2倍以上上回っている。雇用調整や解雇は今後も悪化する可能性があり、当分の間、感染症拡大防止と事業活動の両立を余儀なくされる中、今年度の力強い景気回復は期待できないとの見方が強いと述べた。

地方の中小企業・小規模事業者から最低賃金引下げを望む声が多く聞こえる中、今年度、有額の目安を示すことは、事業継続と雇用維持のため、各種給付金・助成金を受けながらかろうじて持ちこたえている多くの中小企業・小規模事業者を更なる窮地に追い込むことになるとの強い懸念を示した。

近年の最低賃金は、政府の引上げ方針という時々の事情への配慮を求められ、中小企業・小規模事業者の経営実態と乖離した状況が続いた結果、昨年度の影響率は過去最高の16.3%に達しており、全国の中小企業・小規模事業者から、年ごとに高まる影響率を考慮し、中小企業・小規模事業者の実態に基づいた納得感のある水準の決定を求める声が多く寄せられ、特に今年は、先行きの見えない深刻な経済情勢の中、引下げを求める声も強まっていると主張した。

全世代型社会保障検討会議における「今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」との総理の発言や、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める」との総理の指示を重く受け止めて審議に臨むべきと主張した。

コロナ禍により日本はもちろん世界が「非常事態」にあることを認識するべきであり、中小企業・小規模事業者の経営状況は極めて厳しく、新型コロナウイルス感染症の影響だけでなく、働き方改革にも対応しなければならない中で、多くの企業は事業継続と雇用維持にぎりぎりの努力を続けていると述べた。

「緊急事態」である今年度は、3要素のうち「通常の事業の支払能力」を最も重視して審議すべきであり、その観点から新型コロナウイルス感染症による中小企

業・小規模事業者の経営への影響を示すデータを十分に踏まえて検討すべきと主張した。

今年度の目安は、事業継続と雇用維持を最優先とするメッセージを各地方最低賃金審議会に発信するため、リーマンショック後の目安と同等以上の配慮が必要であり、据え置き・凍結とすべきと強く主張した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、新型コロナウイルス感染症による経済・雇用・労働者の生活への影響等に配意した上で、諸般の事情を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

更に、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

記

1 令和 2 年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、

地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。

2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 感染症の影響下の厳しい中にあっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の待遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと、
- ② 他方、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら、労働時間の削減や労働者に休業をさせる等により雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること、
- ③ 雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率は全ての都道府県で 1 倍を超え令和元年の雇用者数も増加傾向にあるものの、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があること、
- ④ 賃金改定状況調査結果第 4 表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること、加えて名目 GDP 成長率も大幅に下落していること、
- ⑤ 令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近のこれらの指標についても、各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考とするには慎重な検討を要すること、
- ⑥ 世界的に感染状況が拡大している中、日本においても緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、感染症による経済・雇用等への

影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相當に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不斷に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことが適当と考える。

(4) 最低賃金引上げが及ぼす影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告

(平成 29 年 3 月 28 日中央最低賃金審議会了承)

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）は、平成 26 年 6 月 18 日の中央最低賃金審議会において、現行目安制度の見直しについて付託を受けた後、主として①目安制度の意義、②ランク区分の在り方、③目安審議の在り方、④参考資料の在り方の 4 つの課題について、最低賃金を取り巻く状況の変化も踏まえ、目安制度の原点に立ち返って鋭意検討を重ね、下記のとおり全員協議会報告として取りまとめたので報告する。

記

1 目安制度の意義について

(1) 目安制度の原点に立ち返った検討

目安制度の見直しの検討に当たっては、平成 23 年の全員協議会報告において引き続き検討することとされた事項及び全員協議会で新たに提起された問題・指摘を踏まえ、地方最低賃金審議会会长や有識者からの意見も聴取しながら検討を行い、平成 27 年 5 月に論点の中間整理を行った（別紙 1）。

さらに、その後のランク区分の在り方の検討の過程において、ランク区分が目安制度の運用の基本に関わる部分であり、もう一度原点に立ち返って議論すべきである、また、関係者の理解と信頼を得るべく慎重に検討すべきであるとの意見があつたことを踏まえ、目安制度の必要性について、改めて地方最低賃金審議会委員の意見を聴取しつつ、目安制度の原点に立ち返って慎重に検討を積み重ねた。

(2) 目安制度の必要性について

目安制度については、地方最低賃金審議会委員の意見も踏まえて検討した結果、その運用に当たっての課題が指摘されるものの、最低賃金額の改定について、できるだけ全国的に整合性ある決定が行われるようにすべきであること、また、制度として定着し、地方最低賃金審議会の円滑な審議に重要な役割を果たしていることから、47 都道府県をいくつかのランクに区分した上で目安を提示することの必要性について改めて確認した。

2 ランク区分の在り方について

(1) 指標の見直し

ランク区分については、平成7年の見直しにおいて、賃金動向を始めとする諸指標を総合化した指数（以下「総合指数」という。）を各都道府県の経済実態とみなし、各都道府県の経済実態に基づき各ランクへの振り分けを行うこととし、当該諸指標については、各都道府県の経済実態を示す指標のうち特に最低賃金に関係が深いと考えられるものとして20指標を選定した。

その後の全員協議会（平成12年、平成16年及び平成23年）においては、上記の基本的な考え方を踏襲し、見直しを行ってきた。

今回のランク区分の見直しに当たっては、ランク区分の基礎となる諸指標について、近年の統計調査の新設・改廃の状況も踏まえ、所得・消費に関する指標について都道府県全体の状況を捉えるものとなるようになるとともに、地域の労働者の賃金や企業の賃金支払能力をより的確に反映するよう、指標の安定性にも配慮しつつ、別紙2のとおり見直しを行った。具体的には、

イ 所得・消費に関する指標としては、

- ・所得を示す代表的なものとして県民所得及び雇用者報酬
- ・消費を示す代表的なものとして世帯支出、消費者物価及び家計最終消費支出の合計5指標とした。

ロ 給与に関する指標としては、主として時間当たり給与（原則として所定内給与）をみるとこととし、

- ・規模計の給与（資料出所の異なる2指標）
- ・小規模事業所の給与（1指標）
- ・短時間労働者の給与（1指標）
- ・規模計の低賃金層の給与（第1・十分位数）（一般及び短時間労働者の各1指標）
- ・小規模事業所の低賃金層の給与（第1・十分位数）（1指標）
- ・新規高等学校卒業者の初任給（1指標）
- ・地域別最低賃金額

の合計9指標とした。

ハ 企業経営に関する指標としては、

- ・主要産業の生産性を示すものとして、製造業、建設業、卸売業・小売業、飲食サービス業及びサービス業のそれぞれの1事業従事者当たりの付加価値額の合計5指標とした。

上記の指標について、都道府県の経済実態の中長期的な変化の的確な把握の必要

性、数値の安定性等に鑑み、別紙3のとおり、これまでの算出方法を踏まえながら、原則として直近の5年間で得られた数値の平均値をとった上で、当該平均値について最大値となる都道府県を100とした指数を算出して単純平均し、東京を100とした総合指数を算出した結果、新しい総合指数は別紙4のとおりとなった。

(2) 新しい総合指数に基づくランク区分及び各都道府県の各ランクへの振り分け
上記の新しい総合指数の状況を踏まえると、いくつかのランクに区分することが必要である。

ランク数については、47都道府県の総合指数の差、分布状況に鑑みると、4ランク程度に区分することが妥当であり、各都道府県の各ランクへの振り分けについては、以下の考え方に基づき、別紙5のとおりとすることが適当である。

イ 総合指数を順番に並べ、指数の差が比較的大きいところに着目する。

ロ 各ランクにおける総合指数の分散度合いをできる限り小さくすることにも留意する。

なお、この総合指数は、全員協議会においてランク区分の見直しのための基礎データとして用いたものであることは、平成12年の全員協議会報告において示されたとおりである。

3 目安審議の在り方について

(1) 近年の目安審議の評価

近年の目安審議は、①法の原則（最低賃金法第9条に定める地域別最低賃金の原則をいう。）、②目安制度（これまでの全員協議会において合意を得た目安制度の在り方及び賃金改定状況調査等参考資料等を総称する。）を基にするとともに、それらの趣旨や経緯を踏まえ、③時々の事情（時々の目安審議で中央最低賃金審議会目安に関する小委員会が踏まえた事情を総称する。）を総合的に勘案して行われている。

また、「生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」規定が新たに加えられた最低賃金法改正法の施行を受けて、計画的に最低賃金の引上げが行われてきた結果、現行の比較方法において、平成26年度までに全ての都道府県で生活保護と最低賃金の乖離解消が図られたところである。

平成28年度の目安審議では、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）等に配意した審議が行われるとともに、地方最低賃金審議会に対して、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告の趣旨等について、同小委員長の補足説明が行われた。

これらに対する意見として、目安審議に当たっては、最低賃金の水準が最低賃

金法第1条に規定する法の目的を満たしているかどうかという観点から議論することが必要であり、賃金改定状況調査結果の賃金上昇率に基づく最低賃金の引上げ幅の議論のみではなく、最低賃金のあるべき水準を重視した議論が必要であるとの意見や、地域間格差の縮小に向けて目安を示すことを考えるべきではないかとの意見があった。

他方、近年、目安に占める時々の事情の比重が大きく、数値的な根拠が明確ではなくなっているという点から、目安に対する地方最低賃金審議会の信頼感が失われつつあるのではないか、との意見があった。また、最低賃金の引上げに伴い影響率が上昇している中、中小企業の経営状況に与える影響を懸念する意見や、最低賃金引上げの影響について配慮すべきとの意見があった。

また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率が低下してきたことについて配慮すべきとの意見があった。

(2) 今後の目安審議の在り方について

今後の目安審議については、公労使三者が、その真摯な話しを通じて、法の原則及び目安制度に基づき、時々の事情を勘案しつつ総合的に行うことが重要である。その際、地方最低賃金審議会に対して目安の合理的な根拠を示すための努力など目安への信頼感を確保するための取組を一層進めていくことが必要である。

また、近年の最低賃金の引上げ状況を踏まえ、最低賃金引上げの影響について、参考資料の見直し等によりこれまで以上に確認していくことが求められる。

さらに、引き続き、利用可能な直近のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認するなど、生活保護に係る施策との整合性に配慮することが適当である。

なお、目安審議に当たっては、真摯な議論により十分審議を尽くすとともに、効率的な審議にも留意すべきである。

4 参考資料の在り方について

(1) 賃金改定状況調査について

賃金改定状況調査については、適切に今日の経済や賃金の状況における実態を把握できているか検討すべきとの意見や、最低賃金近傍の労働者の実態を正確に反映するよう定期的に見直しを行うべきとの意見、業種の追加や配分、調査対象事業所の規模について改めて検討を行うべきであるとの意見があった。

今般の検討の結果、短期間に調査結果の集計が求められるという賃金改定状況調査の性格も考慮すると、調査対象事業所の選定について、当面は現行の方法を維持することが適当である。

(2) その他参考資料の在り方について

中央及び地方最低賃金審議会の審議に当たっては、最低賃金法第9条に規定されている地域別最低賃金の決定に当たって考慮すべきこととされている、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力に係る各種統計資料を収集・整備してきたところである。

これに対して、地方最低賃金審議会委員の意見聴取の結果も踏まえ、各種統計資料の棚卸しを行い、真に必要な資料を取捨選択すべきとの意見があった。また、地方最低賃金審議会の自主性を發揮できるよう参考資料の見直しを行うべきとの意見もあった。

参考資料については、経済社会状況の変化等も踏まえ、各種統計資料の取捨選択を行うとともに、下記（3）の最低賃金引上げの影響に係る資料を充実するなど、引き続き見直しについて検討することが必要である。

(3) 最低賃金引上げが及ぼす影響の検討について

最低賃金引上げが及ぼす影響については、新たに参考資料を追加することも含め、その影響をどのように評価するかに関して様々な意見があったが、中央最低賃金審議会として、例えば都道府県別の影響率や雇用者数の動向に関する資料など広く様々な統計資料等を注視しながら、当該影響について継続的に検討していくことが必要である。

5 今後の見直しについて

目安制度の在り方については、平成7年の全員協議会報告において、今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当であるとされているところである。次回の目安制度の在り方に関する見直しの際には、ランク区分については、平成7年の全員協議会報告に復して5年ごとに見直しを行い、平成34年度（2022年度）以後は当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当である。

2020年7月17日

鳥取地方最低賃金審議会
会長 岩井 和由様



鳥取県労働組合総連合（鳥取県労連）

議長 田中 晓

鳥取市西品治806 電話：0857-21-3171

最低賃金を引き上げて暮らしの改善、中小企業支援で経済危機の立て直しを

はじめに

2020年の鳥取地方最低賃金の審議にあたって、鳥取県労連として意見を提出します。

6月26日の中央最低賃金審議会目安諮問の際、加藤厚生労働大臣は「雇用か賃金か、慎重な選択を求める」と雇用を守るために賃金を自肅すべきともとれる諮問を行いました。この「雇用か賃金か」とする選択そのものが誤りであるという視点から意見を申し述べます。

2020年4月、中小企業団体が「引き上げ凍結も視野に、明確な根拠のもとで納得感のある水準決定を」とする「最低賃金に関する要望」を公表しました。新型コロナウイルスが蔓延する中で、多くの中小企業は政府の対策である資金繰りや雇用での「支援策を活用しながら、事業の存続と雇用の維持に懸命に努力」しています。このことに心から敬意を表するとともに、現況の経済危機を乗り越えるためにも、経営努力に報いるためにも、最低賃金を引き上げが可能となる政府による支援の強化を求めます。

そもそも、今回の新型コロナウイルス感染拡大による経済の危機は、新自由主義によるアベノミクスが、労働者や中小企業を「儲け」の対象とし、大企業や株主の利益を優先する政策を行い、日本経済の基盤を衰弱させていたことによって被害が甚大となっています。国内総生産の6割近くを占める個人消費の拡大を経済政策の基調とすることへの転換が求められます。今必要なのは、大企業優先・富裕層厚遇を根本的に改める構造的な変革であり、政治・経済・社会・行政の基幹を国民本位・ボトムアップに転換することです。雇用の安定を図り、最低賃金を引き上げ、非正規雇用労働者の労働条件を引き上げ、消費税の税率を引き下げ、中小企業への大胆な財政支出などの実施によって、経済の循環を富裕層だけでなく、国民全体に広げることが、経済危機を回避し、持続的な経済発展への途です。

特に最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制度の確立は、日本経済の回復に欠かせません。産業別でみると新型コロナウイルス感染拡大で影響の大きい業種や卸小売業で、最低賃金近傍で働いている労働者が数多くいます。感染拡大を防ぎながら活躍しているエッセンシャル・ワークの労働現場では、その多くを低賃金の非正規雇用労働者が支えています。これらの人々と産業を支え、日本経済の持続的発展と国民の健康を守るために最低賃金の引き上げが必要です。

2008年のリーマンショックの際、欧米各国は、労働者の賃金を引き上げることで、内需拡大を図って経済危機を乗り切ってきました。しかし日本では、雇用を崩壊させ、賃金を抑制し、拡大する貿易に依拠して「経済改善」を進めました。その結果、国民の消費購買力は向上せず、深刻な

デフレから抜け出せなくなりました。経済危機を乗り切る口実に、賃金を抑制する「誤り」を繰り返してはなりません

私たちの上部団体である全国労働組合総連合（全労連）は、日本経済が不可逆的な経済破壊とならず、早く回復するため、労働者の雇用・賃金・権利を守るとともに、同時に中小企業支援策が欠かせないとして最低賃金との関連を中心とした「中小企業政策」の中間報告（別紙参照）をまとめています。また、政府の支援策の確保や拡充を求めて、労使の共同も行い、中小企業経営者とともに政策の抜本的転換を求めています。

1. 最低賃金の引き上げで生存権を脅かす低賃金の改善を

新型コロナウイルスの感染拡大のなか、補償制度が不十分なままで断行された非常事態宣言による自粛により、雇用が脅かされ、収入が激減した低賃金労働者、非正規雇用労働者の暮らしを直撃しています。その深刻さはリーマンショックを上回り、世界恐慌に匹敵するともいわれます。

特に新型コロナウイルスの蔓延にあって、国民の暮らしを支えるエンジニアリング・ワークの重要性が注目されていますが、その労働現場は、多くを低賃金の非正規雇用労働者が支えており、不安定な雇用による失業への恐怖と、蓄えがない世帯への収入の道が断たれること、さらに自らも感染しかねない恐怖とのたたかいとなっています。その背景に、非正規雇用労働者の拡大、不安定雇用による将来不安、低賃金の蔓延による格差と貧困がかつてなく進行しているところに困難の根深さがあります

産業別非正規労働者比率／2019年

産業別	非正規率
農林・漁業	54.5%
製造業	38.0%
卸売業・小売業	50.1%
宿泊・飲食サービス業	75.5%
生活関連サービス業	58.7%
医療・福祉	38.6%
上記以外のサービス業	50.3%
教育・学習支援業	40.5%
公務	16.5%

※総務省統計局労働力調査（基本集計）

ちなみに総務省の労働力調査を見れば「公務」での非正規雇用労働者の割合が低いのは、警察や消防なども含めた総人員で計算されているためであり、保育や介護、清掃や事務など市民と対応する部門の人員の過半数は非正規雇用労働者とも言われており、表示の実態とはかなり齟齬が生じています。

喫緊に求められるのは、コロナ禍が終結するまでのそうした労働者への賃金・収入の補償です。さらに中小企業や個人事業主が営業を継続できるための固定費の補償であり、社会保険料や消費税などの大胆な減免措置の断行です。これらは、単なる景気対策ではなく、国民の“生存権”を守る緊急施策として、簡易に、迅速に、確実に実行される必要があります。

この危機に対し安倍首相は、「国民の暮らしと命を守る」としながら、「コロナの終焉後はV字回復をすすめる」と強調し、納税猶予、貸付などを“緊急経済対策”として盛んに宣伝しています。しかし、借入ができる固有費の支出などの諸経費の負担は減らず、支払期日を先延ばしするだけであり、この間に被った損失は補償されません。コロナ禍が終結しても、消費が倍増する保障はまったくありません。通常の状態に戻ったところで、その間の「借金」は、その後の経営と暮らしを圧迫するだけです。長期化が予測される新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響を減らし、事業の継続と事業者の暮らしを保障するには、特に中小企業を中心とした減収分を補填する給付が必要です。

労働者の生存権を保障するため、最低賃金法第9条3項には「……労働者の生計費を考慮するに当っては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と定められており、国会でも、「生活保護を下回らないようにする」と当時の厚生労働大臣が答弁しています。

最低賃金審議会に提示される資料では、実態から乖離した基準で生活保護水準を算定し、「最低賃金との乖離は解消した」と述べていますが、その算定根拠には納得できない点があります。(下表参照)

◆ 最低賃金と生活保護との比較方法の疑問点	(→ 右は鳥取県労連の要求)
① 労働時間を長く算定(年間上限の2085時間を使用)	→ 月150時間(年1800時間)で計算すべき
② 税金と社会保険料控除を安く算定(沖縄の値で計算)	→ 実態を踏まえて計算すべき
③ 勤労必要経費(勤労控除)を算入していない	→ 労働者の生計費だから含めて計算すべき
④ 生活扶助額を少なく算定(加重平均を用いている)	→ 鳥取市(県内最高値)で計算すべき
⑤ 住宅扶助を少なく算定(生保受給者の実勢値で計算)	→ 制度の基準額を用いて計算すべき

鳥取県労連の要求に基づいて、鳥取市の生活保護基準を計算してみると、明らかに最低賃金が生活保護支給額よりも低額になります。これに社会保険料(本人負担分)を加算すると、可処分所得はさらに低くなります(生活保護は非課税)。非正規雇用労働者の労働実態が、生活保護支給額に届かないような最低賃金が、国民の生存権を保障する水準になっていないことは明らかです。

日本国憲法第13条は、「すべて国民は個人として尊重される」と定めており、一人ひとりが独立した存在として生活できることを保障しています。しかし、いまの日本の最低賃金制度は、それを保障する水準には届いていません。真に求められる賃金水準は、「8時間働いたら、人間らしくくらせる賃金」の保障です。

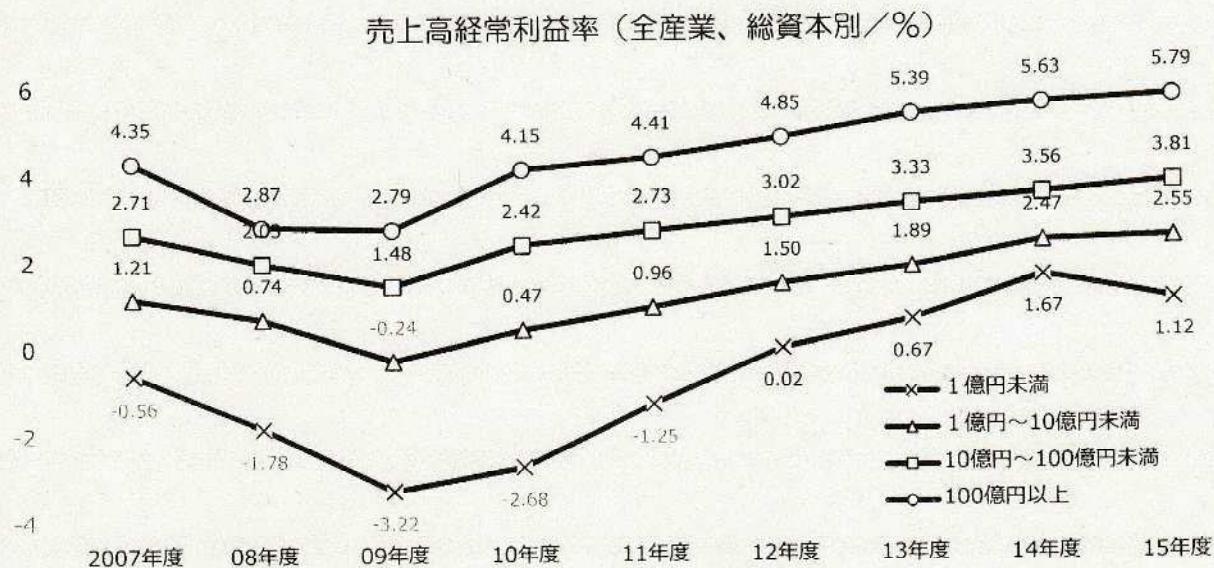
2. 労働者の生計費に基づく最低賃金制度の実現を

中小企業団体からの要望書では「通常の事業の賃金支払い能力」に基づく主張しか行われていません。最も重要な視点である「労働者の生計費」の視点を中心において考えていく必要があります。

賃金は本来、労働者と使用者の交渉の合意による労働契約で決まるところです。これは、近代市民法の大原則である「契約自由の原則」に基づくものです。しかし同時に、憲法第25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めています。つまり最低賃金制度は、憲法第25条の生存権の保障を根拠として、契約自由の原則に修正を加えているのです。さらに憲法第27条2項では「賃金、就業時間、休息その他の労働条件移管する基準は、法律でこれを定める」として、使用者に対して弱い立場にある労働者を保護する立法を國に命じています。労働者の多くが賃金に依存して生活を構成していることを斟酌すれば、賃金は生存権を保障する水準が保障されるべきであり、「払えるかどうか」で決めるのは本旨ではありません。賃金を、「企業収益の分配」として考える「支払能力論」では、賃金が「労働の適正な対価」であるという大原則を見失わせてしまします。

中小企業などの賃金支払いを困難にしている原因は、労働の対価を保障できる水準に届かない価格設定、流通機構の問題、搾取の自由などにあり、適正な賃金が保障できる価格設定が必要です。なお、日本政策投資銀行の2019年の調査では、9割の企業が「人件費上昇を販売価格に反映できていない」と回答しています。中小企業白書によれば、経常利益率は資本金が多い企業の方が高い。つまり、資本力がある企業が、しっかりと利益を確保しつつ、販売価格や下請け単価などを統制・抑制しているために、下請や資本力の弱い企業の経常利益率が低くなっているのです。賃金には、憲法、労働基準法、最低賃金法に明記されている「健康で文化的な最低限度の生活」を充

す水準が不可欠であるとする最低賃金法第9条3項の理念が生きてきます。不況だからこそ、生活の基礎を構築できる賃金の底上げを図ることが強く求められます。また、中小企業の労働分配率が高いことは、労働生産性が低いことよりも適正な単価による公正取引が行われていないこと、労働の対価としての基準設定が低いことに主な要因があります。



特に企業対企業では、発注企業や元請企業など上部企業による優越的地位の濫用や低単価受注の押し付けなどによって中小企業の生産性が低く抑えられています。また企業対個人では、国民に対する低賃金の継続により国民の消費意欲や能力が失われていること、あわせて大きな資本力をもつ企業による市場の価格支配により低単価が誘導され、消費価格に公正な単価が適正に反映されません。こうしたことによって、日本がデフレから脱却できない要因になっています。

中小企業団体は「最低賃金はあくまで労働者のセーフティネット保障」であると主張します。

IMF（国際通貨基金）によれば、「社会的セーフティーネット」とは、慢性的に仕事や収入を得ることができない慢性的貧困ならびに仕事や収入を得る能力が生存に必要なぎりぎりの状態に陥る一時的貧困の2つの不幸な結果から個人や世帯を保護するプログラムである」と定義しています（2002年4月2日総会）。

それは、日本国憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障と同じ意味を持っています。それを遵守するのであれば、憲法の各条に基づいたセーフティネットの構築が求められているのであって、第25条2項と併せて考えると、まさに政府の役割です。個々の企業の支払能力だけに基づいた水準で論ずる課題ではなく、労働者も中小企業者も共に政府に対して要求し、実現すべき課題です。



金融広報委員会が公表した「2019年家計の金融行動に関する世論調査」によると、金融資産非保有世帯（貯金ゼロ世帯）は、「単身世帯：38%」、「2人以上世帯：23.6%」であり、単身世帯の4割、2人以上世帯の4分の1が、貯蓄がない状況です。

コロナ・ショックは、こうした蓄えのない世帯に、深刻な影を落としています。こうした世帯の多くは非正規雇用労働者など、不安定な雇用と低賃金により“その日暮らし”をさせられています。そして、社会の基幹であるエッセンシャル・ワークの中心を担っているのも、こうした低賃金の非正規雇用労働者です。社会生活の基礎を担う労働の対価として、現在の最低賃金の設定額は低すぎます。日常生活の基礎を担う労働に対し、大幅に引き上げる必要があります。それを支える中小企業支援策は、後退した現在の制度ではなく、社会政策・経済政策として大きく拡充することが求められます。



3. 賃金底上げで内需拡大こそが景気回復の道

2008年のリーマンショックの際、欧米各国は、労働者の賃金を引き上げて、内需の拡大を図り乗り切りました。先進国の中で、唯一日本だけが、雇用を崩壊させ、賃金を抑制し、輸出の増大などに依拠した企業利益に活路を求めて「経済復興」をすすめました。その結果、輸出によって多くの多国籍企業の利益は増大しましたが、国民の消費購買力は回復せず、深刻なデフレから抜け出せなくなりました。このような苦境を乗り切ることを口実に、賃金を抑制する「自粛」や「誤り」を繰り返してはなりません。

こうした世界にも類のない異常な日本の賃金抑制策は、規制緩和の推進、新自由主義の推奨による薄利多売・弱肉強食の拡大により放置されてきました。行政の無策によってもたらされた中小企業の経営困難の原因を、最低賃金の引き上げに求めるのではなく、低賃金・賃金抑制政策がもたらした経済に対する負の影響であることを直視せざるを得ません。

であるからこそ「不況だから」として、最低賃金を凍結や抑制するのではなく、大幅に引き上げることが、コロナ禍収束後の景気回復に必須の条件となります。そして、地域間格差を解消することが、だれでもどこでも安心して生活できる日本を築いていく上で求められる条件となります。特に地方・地域に集中する中小企業・零細企業を元気にすることがなければ、地方・地域の経済は回復しません。

また中小企業団体は、非正規雇用労働者などの「出勤調整」によって「最低賃金引き上げが人員不足に拍車をかけているとの指摘がある」と述べています。

女性の就業者数が初めて3000万人を超える（総務省「労働力調査」2019年6月）。2012年12月の安倍政権誕生以来、人口が減少するなかで、女性労働者は約300万人増加し、男性も高齢者を中心に約100万人増加しました。また、2018年の15～64歳の女性の就業率は69.6%に達しています。女性と高齢者を労働市場に呼び込み、経済活性化を狙う「一億総活躍推進」が奏功したようにも見えます。

しかし、その内実は少し異なります。女性就業者数は増加しているのに、総労働時間は2018年秋を境に減少に転じています（労働力調査）。その背景として、「働き方」改革も一因だとは考えますが、最大の要因は、女性の就業者が300万人増えたといつても、そのうち週35時間未満のパート労働者が全体の8割以上を占めているからです。つまり増えたのは正社員ではなく、圧倒的多数が低賃金の非正規雇用労働者であり、女性の多数が非正規雇用労働者だからです。

ところで、女性の社会進出がすすむなか、制度面では、「103万円の壁」「106万円の壁」「130万円の壁」「150万円の壁」と、様々な“障壁”が指摘されています。103万円と150万円は税金の壁であり、106万円と130万円は社会保険料の壁です。年収103万円以下の配偶者を持つ人が、所得から38万円を控除できるため、所得税の軽減につながる「配偶者控除」があります。この制度に対して、女性の働く意欲を削いでいるなどの批判は根強くあります。2020年から所得税の基礎控除が10万円引き上げられましたが、逆に給与取得控除が引き下げとなり、「103万円の壁」は改定されませんでした。

中小企業団体の要望書は「最低賃金で働く多くのパート主婦が、引き上げにより出勤調整を行っていることから、最低賃金の引き上げは人手不足に拍車をかけている」と指摘します。この「出勤調整」の要因として、先述の“障壁”が現前しており、最低賃金の設定額の引き上げとは議論の質が異なります。

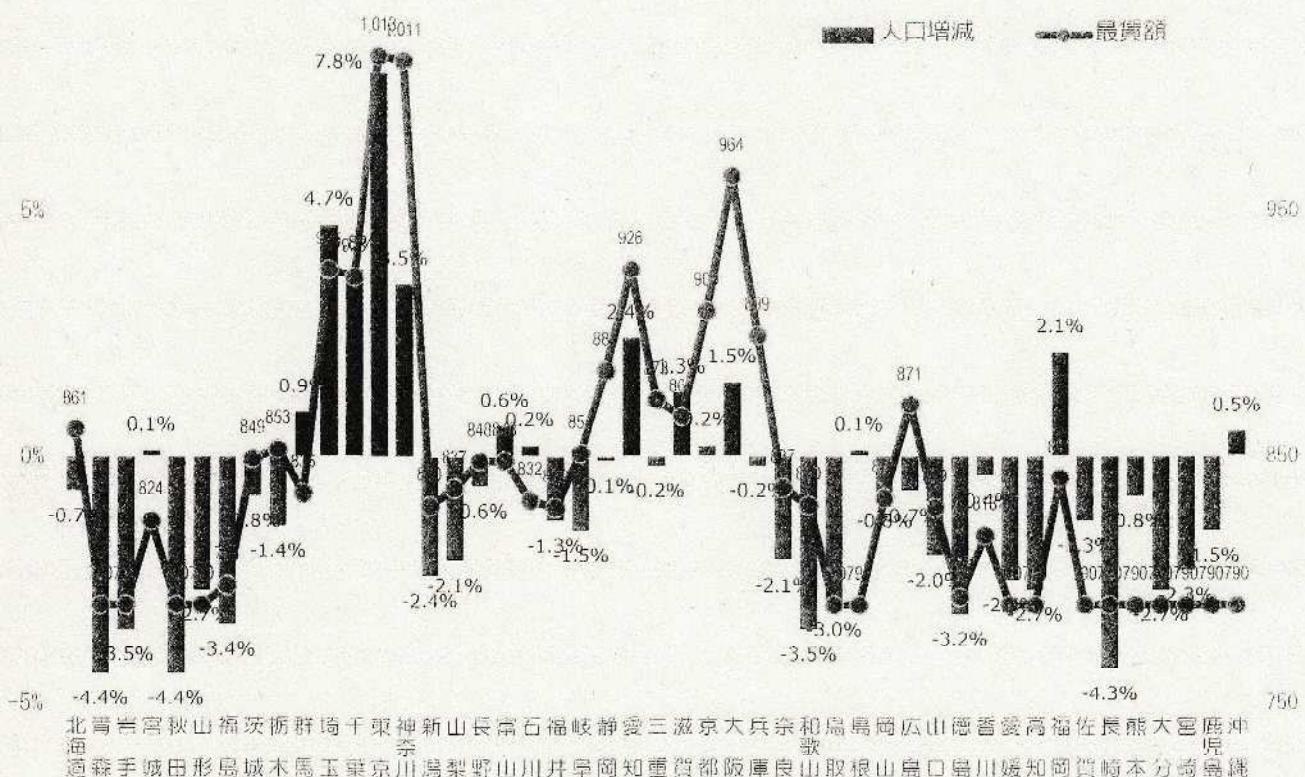
日経ウーマノミクス・プロジェクトが2016年10月に女性会員に行った調査では、「配偶者控除の廃止」に向けた制度見直しに「賛成」と答えた人は79.7%、約8割となり、「反対」の意見を表明した8.5%を大幅に上回りました。いまこそこの“障壁”を取り除くための課税最低限度額の見直しが必要です。

中小企業団体の要望書では、「最低賃金を大幅に引き上げると、失業者が発生するリスクがあると考えるのが自然である」と述べています。2013年以降、毎年3%の水準で最低賃金が引き上げられていますが、年間失業率は目に見えて低下しています。こうした動きについて、中央最低賃金審議会でも「最低賃金と失業率の間に直接的な関係はない」と答申しています。

また中小企業団体の要望書は、「経済の地域間格差は当然ある」として、全国一律最低賃金制は地域経済発展の阻害要因であると主張します。最低賃金の引き上げは、「雇用を喪失させる」として、地域間格差があることで地域経済が活性化しているとまで述べています。その理由として、「地方の中小企業は大都市部の中小企業と比べて、1社あたりの付加価値が低い」と述べていますが、付加価値が低い原因は、政府が経済の地域間格差を黙認し、安い労働力を放置しているために、地方の生産性が低く抑えられているのです。

同じ品物でも、安い労働力で生産すれば、安い単価で販売できますが、その分、付加価値が低下します。公正価格の定めがなく、自由競争にさらされ、「弱肉強食」「薄利多売」を信条とする新自由主義経済ではなく、労働の価値を適正に価格に反映できる社会に変える必要があります。都道府県別人口の社会的増減率と地域最低賃金のグラフを重ねてみると、地域最低賃金の高い都府県への人口の集中が顕著になっています。それを見れば「直接的な影響がない」ということはいえないと思料します。

さらに、大都市圏への人口集中が、今回のコロナウイルスによる感染を深刻なものにしているという指摘もあります。実際の感染者は都市部に集中しています。それが“一極集中”による弊害ならば、人口集中に歯止めをかける具体的な施策こそが望ましいのではないでしょうか。人口集中を促進する制度について、地域間格差について大胆に見直すことが求められています。



中小企業団体の要望書は、「Aランクの地域は生計費も高い」と一面的に述べ、人事院が公表する「標準生計費」と地域最低賃金を比較し、「労働者にとって金銭面でのアドバンテージがあるわけではない」と主張します。

毎年人事院が公表する標準生計費は、2018年の単身世帯（月額）の標準生計費の最高額は兵庫県の236,300円、2番目が香川県の160,738円、最下位は、和歌山県の89,007円、下位から二番目が鳥取県の93,530円でした。同じDランクであっても岩手県（143,520円）と鳥取県では1.53倍の差があります。

この標準生計費が、どのような生活様式・水準を基準として計算されているのか明らかにされておらず、その計算方法も開示されていないため検証が困難になっています。そういう曖昧な数値と地域最低賃金を比較して「差別はない」とすることは納得できません。

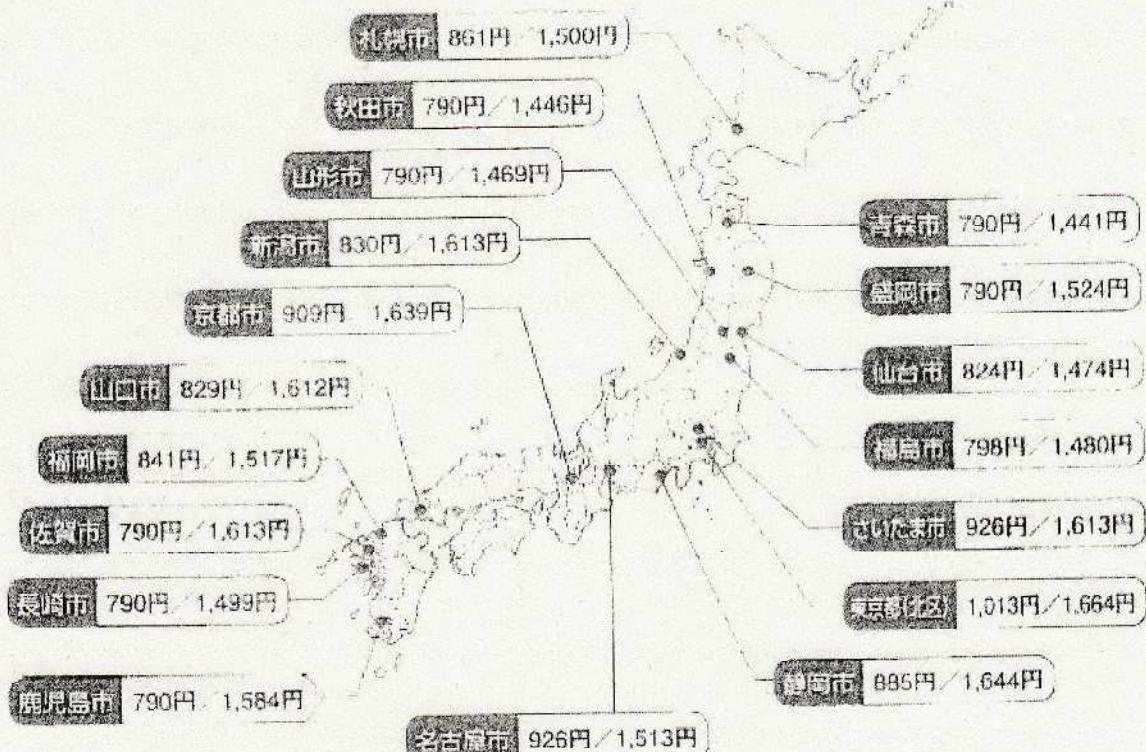
「仮に、最低賃金を全国で一元化すれば、地方では雇用の担い手である中小企業が経営不振に陥り、労働者は仕事を求めて都市部へ移動することが予見される」と述べていますが、全労連が行った街頭アンケートでは、「最低賃金が全国一律になった場合、地方で働く契機になるか」という質問に対して、約6割の労働者が「地方で働くきっかけになる」と回答しています。確かに、人口集中により、働き口も多く、賃金が高いとなれば、労働者が大都市圏へ誘引される理由は多くあります。しかし現状のまま地域間格差を放置すれば、地方の衰退はさらに加速するだけです。

全労連が、全国で同じ手法を用いて実施している“マーケットバスケット方式”による「最低生活費試算調査」の結果では、当たり前に人間らしくくらせる最低生活費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっており、大都市圏の方が生活費が高いとする根拠は存在しません。

最低賃金と最低生計費 全労連まとめ

都市名

最賃額／生計費



4. 国際的に著しく低い日本の賃金

中小企業団体の要望書は「日本は最低賃金だけが低いのではなく、全産業平均賃金が低い状況にあることから、全産業平均賃金に対する最低賃金の割合は、他の先進国と比べても見劣りするレベルではない」と述べています。

しかし2019年3月19日付の日本経済新聞は、1面トップで「賃金水準 世界に劣後」「時給、20年で9%下落」「脱せるか貧者の循環」と題する記事を掲載し、日本の異常な低賃金構造に警鐘を鳴らしました。

また、多くの国際機関が日本の最低賃金の異常な低さに言及しています。

ILOは、調査報告で「日本の最低賃金制度は特異」と指摘しています。第135号勧告では「単一の最低賃金に基づく制度は、生計費の差を考慮するため異なる地域又は地区において異なる最低賃金率を決定することと両立しないわけではない」とし、「複数の最低賃金が、最低賃金制度を変質させる可能性がある」とみています。ILOは、域別最低賃金ではなく、全国一律最低賃金制を望ましいとしているのです。



時給、20年で9%下落
脱せるか「貧者の循環」



20年間で時給は日本で最も下落したのはなぜか? それは、日本の賃金水準が世界で最も低いからだ。しかし、その一方で、日本の賃金水準は世界で最も高い国の中でも低いほうだ。つまり、日本の賃金水準は世界で最も低いが、それでも世界で最も低いほうだ。これが「貧者の循環」だ。

賃金水準 世界に劣後

3月19日

火曜日



I MFは「日本の最低賃金は先進国のそれを下回っており、平均賃金比でも最低クラスとなっている。経済をデフレから脱却させ成長を再活性化するために社会のすべての層での賃金の引き上げは大きな効果を持ち得る」と分析・提起しています。

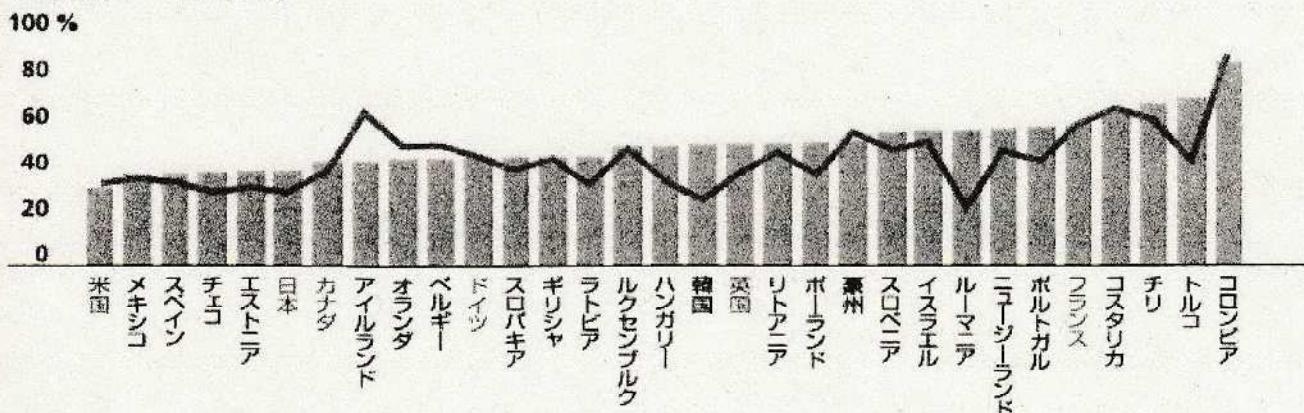
O E C Dも「経済審査報告書」で、「その水準は中位賃金の40%と、O E C D諸国の中で最も低い」「労働市場の二極化を打破するためには、労働者解雇に関する明確なルールを設けることを含め、正規雇用労働者の雇用保護を減らす、非正規労働者の社会保険の適用範囲と職業訓練を拡大し、最低賃金を引き上げるといった包括的な戦略が必要である」と述べています。

最低賃金を為替レートで比較した場合、日本は先進国で最下位です。どこをどう見ても「見劣りするレベル」なのは一目瞭然ではありませんか。

[図表1] OECD諸国の最低賃金(対所得中央値)

注:赤字は、G7諸国、イタリアには、政府が最低賃金を決める制度はない。 資料:OECD.stat

2017 2000



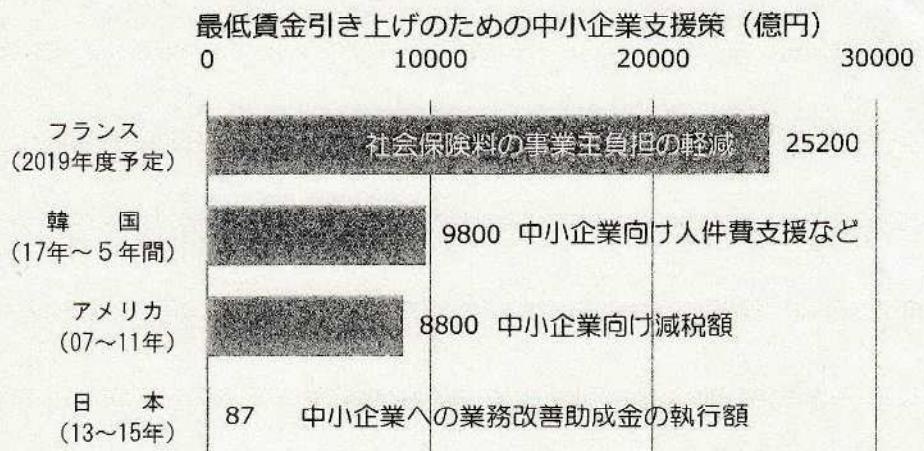
5. いまこそ中小企業を支える総合的な支援策を

いま求められることは、優越的地位の濫用などを明記することなどを含む独占禁止法の抜本的改定、下請二法の強化、公正取引委員会の機能と体制の強化などにより、適正価格による公正取引の確立であり、それを保障する法整備と行政力の拡充です。さらに、諸外国並みの中小企業支援策の大幅な拡充です。

家計最終消費支出が実質GDPの55%を占めているのに対して、民間設備投資は、実質GDPの15%前後であり、民間設備投資の額は家計最終消費支出の3分の1程度です。設備投資も重要な課題ではあります、この深刻な不況下にあって最も重視すべき課題

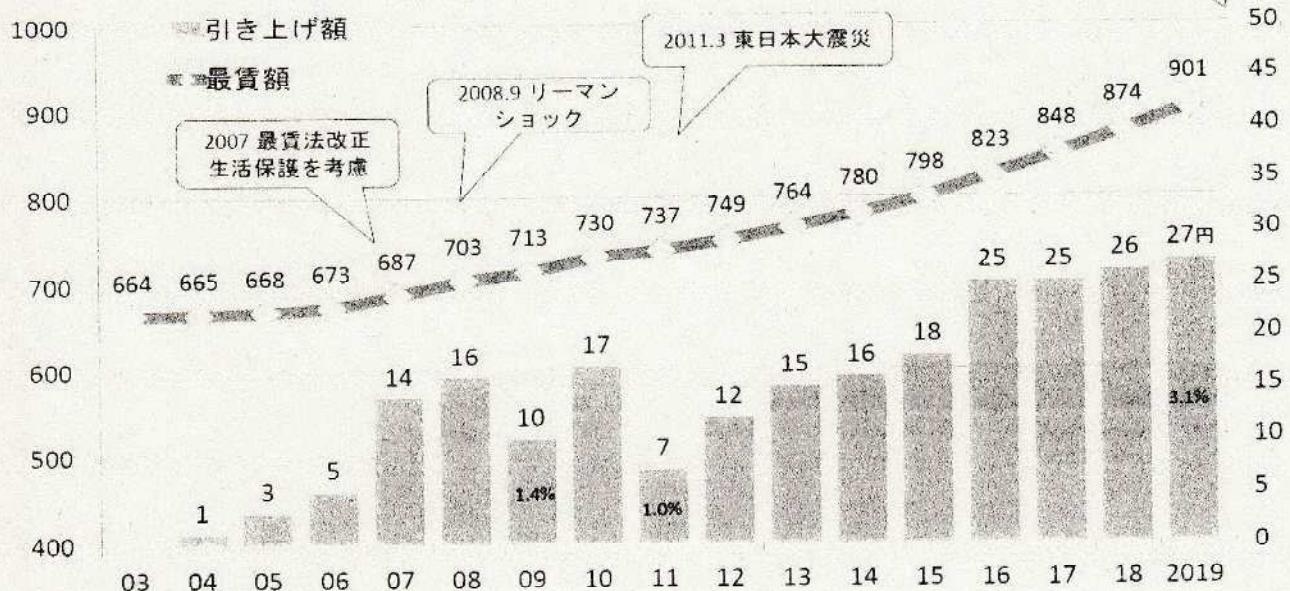
は、内需の拡大による経済効果であり、それを支える賃金の底上げです。そしてこの危機的状況下に求められる施策は、自粛などによって蒙った損失と、固定経費を、迅速に、確実に、事業主と労働者に届けることであり、少なくともコロナ禍が収束するま繰り返し実施し続けることです。

最低賃金の凍結や抑制は、経済に対する負の効果しかありません。消費を向上させるためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには、全国一律最低賃金制に転換し、地域間格差を解消し、



最低賃金の推移と引き上げ額

コロナ・ショック2020



全国どこでも最低生計費を保障する時給1500円以上に引き上げることが必要です。同時に、それを補完する、利用しやすい中小企業の願いに寄り添った行政のすばやく力強い支援策の拡充は不可欠です。

今年の鳥取地方最低賃金の改定にあたり、積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める提言を出していただくことを求めて、鳥取県労連の意見とします。

以上

最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を

～全国一律最賃で経済の好循環を求める提言～（中間報告案・概要）

2020年3月 全労連

日本経済の鍵を握る中小企業を活性化させ、個人消費の拡大で地域経済の好循環を図るために、最低賃金を引き上げることが必要。

そのためには、制約を多く抱える中小企業に対する支援が欠かせない。

全労連は、最低賃金の引き上げで地域経済の好循環を図る中小企業の支援策について、次の通り提言する。

提言1 中小企業予算の増額

中小企業対策予算の増額が必要、8兆円規模へ拡大を

提言2 中小企業への直接支援

★最低賃金引き上げの原資となる助成金を支給 総額4兆5千億円

★最低賃金引き上げへの対応

- ・業務改善助成金で賃金引き上げに対する助成措置実現

★社会保険料の減免・軽減措置 総額3兆3千億円

- ・健康保険料(25%)、年金保険料(50%)、介護保険料(25%)の使用者負担分減免

- ・雇用保険料(1000分の3)の雇用安定事業分の免除

★税制改正

- ・消費税法の見直し

- 5%への引き下げ、インボイスの導入見送り

- ・所得拡大促進税制

- 税額控除を50%に引き上げ

- ・事業承継税制

- 相続税、贈与税の納税猶予及び免除措置の恒久化

提言3 公正な取引の実現

★適正な取引条件の確保

- ・契約書の不在、後指値、支払先延ばし、急な仕様変更などの取引慣行の改善、適正取引条件の確保

★独占禁止法の改正

- ・価格協定と連動した賃金協定をカルテルの適用除外に

★下請代金支払遅延等防止法の履行確保

- ・公正取引委員会の体制拡充

提言4 地域における有効需要の創設

★社会保障分野などの中小企業への支援

- ・診療報酬・介護報酬などの改定で賃金引き上げ、保育上の賃金引き上げにつながる運営費の引き上げ

★有効需要の創設

- ・計画的なインフラ整備など、地域で技術者などを養成

★大店舗立地法の見直し

- ・一方的な撤退の規制、開店時間・休日などの規制強化

★中小企業への優先発注

- ・受注機会を80%以上に設定、分割発注の増加、入札参加資格金額の引き下げ

★公契約法並びに公契約条例の制定

- ・国における公契約法の制定、自治体での公契約条例制定、労働報酬下限額の設定

★小規模企業振興法の改正

- ・振興基準を条文に付加、中小企業庁による監視の強化

★中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の改正

- ・事業協同組合等に対する助成金の申請簡素化・要件緩和

令和2年度 鳥取県最低賃金アンケート回答結果

R2.7.17

業種	区分	規模	依頼数		回収状況		回収率(%)		
			使用者	労働者	使用者	労働者	使用者	労働者	
製造業	1	1~9人	16	16	15	13	93.8	81.3	
		10~29人	14	14	10	12	71.4	85.7	
卸売業、小売業	2	1~9人	9	9	8	8	88.9	88.9	
		10~29人	6	6	6	5	100.0	83.3	
学術研究、専門・技術サービス業	3	1~9人	14	14	11	8	78.6	57.1	
		10~29人	1	1	1	1	100.0	100.0	
宿泊業、飲食サービス業	4	1~9人	10	10	6	5	60.0	50.0	
		10~29人	5	5	2	1	40.0	20.0	
生活関連サービス業、娯楽業	5	1~9人	11	11	7	4	63.6	36.4	
		10~29人	4	4	3	3	75.0	75.0	
医療、福祉	6	1~9人	10	10	5	5	50.0	50.0	
		10~29人	5	5	5	5	100.0	100.0	
サービス業(他に分類されないもの)	7	1~9人	15	15	11	8	73.3	53.3	
		10~29人	0	0	0	0	-	-	
小計			120	120	90	78	75.0	65.0	
道路旅客運送業(の内タクシー業)			—	—	12	12	6	5	
合計			132	132	96	83	72.7	62.9	

※使用者側無効回答1件含む

依頼	1~9人		10~29人		計		回答率(%)
	使用者	労働者	使用者	労働者	使用者	労働者	
市	59	59	26	26	85	85	
郡部	26	26	9	9	35	35	
計	85	85	35	35	120	120	

回答結果	1~9人		10~29人		計		回答率(%)
	使用者	労働者	使用者	労働者	使用者	労働者	
市	43	35	19	20	62	55	72.9
郡部	20	16	8	7	28	23	80.0
計	63	51	27	27	90	78	75.0
回答率(%)	74.1	60.0	77.1	77.1	75.0	65.0	

【道路旅客運送業(の内タクシー業)】

依頼	使用者		労働者		回答率(%)
	東部	西部	中部	計	
東部	4			4	
西部	7			7	
中部	1			1	
計	12			12	

回答結果	使用者	労働者	回答率(%)	
			使用者	労働者
東部	4	3	100.0	75.0
西部	2	2	28.6	28.6
中部	0	0	0.0	0.0
計	6	5	50.0	41.7

令和2年度 鳥取県最低賃金に関するアンケート結果(使用者)

R2.7.17

問1 今年賃金改定を行いましたか

はい	38	40%
いいえ	55	58%
無回答	2	2%
合計	95	100%

賃金改定を行ったと回答した使用者のうち

賃上げした	38	100%
賃下げした	0	0%
無回答	0	0%
合計	38	100%

賃金改定を行わなかったと回答した使用者のうち

今後改定を予定している	13	24%
今後改定を予定していない	30	55%
検討・未定	2	4%
無回答	10	18%
合計	55	100%

問1-2 賃金改定への新型コロナウイルス感染症の影響について

ある	29	31%
ない	48	51%
無回答	18	19%
合計	95	100%

問2 最近3年間の改定状況について

	平成29年	平成30年	令和元年	
賃上げ	46	48%	49	52%
賃下げ	0	0%	0	0%
改定していない	36	38%	37	39%
無回答	13	14%	10	11%
合計	95	100%	95	100%

問3 業況への新型コロナウイルス感染症の影響について

ある	68	72%
ない	22	23%
無回答	5	5%
合計	95	100%

問4 今年上半期の業況は昨年下半期と比較して

上昇	6	6%
変わらない	20	21%
下降	65	68%
わからない	0	0%
無回答	4	4%
合計	95	100%

問5 今年下半期の業況は今年上半期と比較して

上昇	9	9%
変わらない	29	31%
下降	48	51%
わからない	5	5%
無回答	4	4%
合計	95	100%

問5 下請事業者への業務の発注について

①昨年6月以降の発注単価の変動について

下請に発注していない	10	
下請に発注している	7	100%
変動あり(上がった)	1	14%
変動あり(下がった)	0	0%
変動あり(無回答)	0	0%
変動なし	6	86%
無回答	8	
合計	25	

※ 製造業のみの回答

②過去5年間の下請との取引条件の変更について

変更なし	7	100%
変更した	0	0%
無回答	0	0%
合計	7	100%

問6 他の業者からの下請の受注について

①昨年6月以降の受注単価の変動について

業務の下請負を行っていない	7	
業務の下請負を行っている	11	100%
変動あり(上がった)	2	18%
	1	9%
	0	0%
	8	73%
無回答	7	
合計	25	

※ 製造業のみの回答

②過去5年間の発注者との取引条件の変更について

変更なし	11	100%
変更あり	0	0%
無回答	0	0%
合計	11	100%

問7 鳥取県最低賃金が定められていることについて

知っていた	92	97%
知らなかった	1	1%
無回答	2	2%
合計	95	100%

「鳥取県最低賃金」の金額について

知っていた	84	91%
知らなかった	8	9%
無回答	0	0%
合計	92	100%

知っていたと回答した使用者のうち、知った媒体は(複数回答)

テレビ	20	14%
ラジオ	2	1%
新聞	22	16%
市町村広報誌	23	16%
ポスター	16	11%
インターネットHP	23	16%
会合	3	2%
商工会等の会報誌	19	14%
その他	12	9%
合計	140	100%

知っていたと回答した使用者のうち、知った媒体は(複数回答)

テレビ	18	13%
ラジオ	2	1%
新聞	21	16%
市町村広報誌	20	15%
ポスター	17	13%
インターネットHP	23	17%
会合	3	2%
商工会等の会報誌	19	14%
その他	12	9%
合計	135	100%

問8 「鳥取県最低賃金」の改正についてどう思われますか

改正するべき	36	38%
改正する必要はない	46	48%
分からぬ	2	2%
どちらともいえない	0	0%
無回答	11	12%
合計	95	100%

問9 改正すべきと答えた使用者が適当と回答した金額

600円	1	3%
750円	1	3%
800円	12	33%
810円	1	3%
820円	2	6%
850円	10	28%
890円	1	3%
900円	6	17%
1000円	1	3%
無回答	1	3%
合計	36	100%

問10 タクシードライバーの基本給の形態は主としてどれですか。

固定給+歩合給	3	50%
完全歩合給	3	50%
固定給のみ	0	0%
無回答	0	0%
合計	6	100%

歩合給制で最低賃金を定めている場合、その定めを明文化していますか

明文化している	3	50%
明文化していない	0	0%
無回答	3	50%
合計	6	100%

問11 最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策があることについて

知っており活用した	5	5%
知っていたが活用しなかった	35	37%
知っていた(活用状況無回答)	7	7%
知らなかった	40	42%
無回答	8	8%
合計	95	100%

番号	区分	業種内容	規格	労働者数	経営の状況						被取県最低賃金に関する事項					
					金員の改定状況			3年間の改定状況			今年の改定について			今年の下半期の実況		
					改定を行っていないこと	改定を行ったこと	改定の回数	改定後の改定予定期間	改定を行ったこと	改定の回数	改定なし	改定なし	改定なし	改定なし	改定なし	改定なし
32	2	卸売業、小売業	1	都部	4	(2)	いいえ	ある	ある	ある	コロナの影響で店舗の営業時間が短縮があるため、上半期よりは上昇	上昇	下降	今年上半期の状況から通常の営業時間の短縮があるため、上半期よりは上昇	上昇	下降
33	2	卸売業、小売業	1	市	9	(0)	いいえ	予定していない	予定している	8月	3.0%	3.0%	3.0%	ある	コロナによる取引先の大手企業台数減	下降
34	2	卸売業、小売業	1	都部	2		はい	4月	予定している	3月	3.0%	3.0%	3.0%	ある	コロナ影響の復調	上昇
36	2	卸売業、小売業	1	市	6	(1)	いいえ	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	変わらない	下降
37	2	卸売業、小売業	1	都部	7	(3)	はい	6月	予定している	6月	0.1%	0.5%	1.9%	0.3%	ウイルスの影響	下降
38	2	卸売業、小売業	1	市	6		いいえ	(無回答)	予定している	7月	ある	ある	ある	ある	老人の外出が減りその後	下降
39	2	卸売業、小売業	1	都部	3		はい	1月	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	下降
40	2	卸売業、小売業	2	市	10	(0)	はい	4月	予定なし	予定なし	2.0%	2.0%	2.0%	ない	景気悪化	下降
41	2	卸売業、小売業	2	市	10		はい	4月	予定なし	予定なし	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	変わらない	下降
42	2	卸売業、小売業	2	市	9		はい	4月	予定なし	予定なし	3.5%	3.5%	3.5%	ない	販売額の減少	上昇
43	2	卸売業、小売業	2	市	12	(4)	はい	6月	予定なし	予定なし	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	変わらない	下降
44	2	卸売業、小売業	2	市	13	(0)	はい	4月	予定なし	予定なし	2.5%	2.5%	2.5%	ある	コロナの影響	下降
45	2	卸売業、小売業	2	市	29	(15)	0	はい	2月	予定なし	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	変わらない	下降
46	3	学術研究、専門・技術ｻｰﾋﾞｽ	1	市	3	(0)	はい	4月	予定なし	予定なし	2.32%	2.32%	2.32%	ある	コロナの影響	下降

番号	区分	業種内容	規格	労働者数	経営の状況						熊取県最低賃金に関する事項						
					3年間の改定状況			今年の改定について			今年の上半期の実況			今年の下半期の実況			
					改定を実行しないと業況へ影響する場合の改定予定	改定を実行する場合の改定予定	改定を実行しない場合の改定予定	改定を実行する場合の改定予定	改定を実行しない場合の改定予定	改定を実行する場合の改定予定	改定なし	改定なし	改定なし	改定なし	改定なし	改定なし	
67	4	宿泊、飲食サー ビス業	1	市	7	(2)	0	いいえ	いいえ	いいえ	(無回答)	ある	休業と県外のお客様 の影響	ある	休業と県外のお客様 の影響	わからない	下降
68	4	宿泊、飲食サー ビス業	1	郡部	7	(7)	0	いいえ	いいえ	いいえ	(無回答)	ない	予定して いない	ない	予定して していない	下降	下降
69	4	宿泊、飲食サー ビス業	1	市	7	(2)	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	(無回答)	ある	賃上げ	ある	賃上げ	ウイルスの影響	ウイルスの影響
71	4	宿泊、飲食サー ビス業	2	郡部	11	(10)	はい	6月	はい	6月	(無回答)	ない	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)
76	5	生活関連サー ビス業	1	市	8		はい	6月	はい	6月	(無回答)	ある	賃上げ	ある	賃上げ	ウイルスの影響	コロナの影響
77	5	生活関連サー ビス業	1	市	4	(1)	0	いいえ	いいえ	いいえ	(無回答)	ない	予定して していない	予定して していない	予定して していない	変わらない	変わらない
80	5	生活関連サー ビス業	1	市	1	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	(無回答)	ある	賃上げ	ある	賃上げ	コロナの影響	コロナの影響
81	5	生活関連サー ビス業	1	市	2	(2)	0	はい	6月	2.5%	(無回答)	ない	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)
82	5	生活関連サー ビス業	1	市	4	(2)	0	はい	6月	0.2%	(無回答)	ない	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)
83	5	生活関連サー ビス業	1	市	4	(1)	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	(無回答)	ある	賃上げ	ある	賃上げ	ウイルスの影響	ウイルスの影響
85	5	生活関連サー ビス業	1	市	6	(6)	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	(無回答)	ない	賃上げ	ある	賃上げ	ウイルスの影響	ウイルスの影響
87	5	生活関連サー ビス業	2	市	13	(5)	0	いいえ	いいえ	いいえ	(無回答)	ない	予定して していない	予定して していない	予定して していない	下降	下降
88	5	生活関連サー ビス業	2	市	14	(3)	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	(無回答)	ない	賃上げ	ある	賃上げ	コロナの影響	コロナの影響
90	5	生活関連サー ビス業	2	郡部	18	(7)	はい	4月	はい	3.7%	(無回答)	ない	賃上げ	ある	賃上げ	ウイルスの影響	ウイルスの影響

令和2年度 鳥取県最低賃金に関するアンケート結果(労働者)

鳥取労働局労働基準部賃金室

R2.7.17

性別 (人)

男	20	24%
女	62	75%
無回答	1	1%
合計	83	100%

年齢 (人)

10代	1	1%
20代	8	10%
30代	10	12%
40代	20	24%
50代	17	20%
60代	23	28%
70代	3	4%
無回答	1	1%
合計	83	100%

家計主体者 (人)

はい	31	37%
いいえ	52	63%
無回答	0	0%
合計	83	100%

勤続年数 (人) ※月数は切捨て

0年	5	6%
1年	8	10%
2年	6	7%
3年	3	4%
4年	1	1%
5年	4	5%
6年～10年	19	23%
11年～20年	19	23%
21年～30年	8	10%
31年以上	7	8%
無回答	3	4%
合計	83	100%

雇用形態 (人)

正規労働者	52	63%
非正規労働者	27	33%
無回答	4	5%
合計	83	100%

就業形態 (人)

一般労働者	55	66%
短時間労働者	24	29%
無回答	4	5%
合計	83	100%

昨年の6月以降の基本給の改定について (人)

引上げがあった	26	31%
引下げがあった	0	0%
なかった	42	51%
不明	2	2%
無回答	13	16%
合計	83	100%

最低賃金に関する事項

問5 「鳥取県最低賃金」が定められていることについて (人)

知っていた	71	86%
知らなかつた	12	14%
無回答	0	0%
合計	83	100%

定められていることを知っていたと答えた労働者のうち、知った媒体は (複数回答) (人)

テレビ	28	31%
ラジオ	3	3%
新聞	18	20%
市町村広報誌	10	11%
ポスター	8	9%
インターネットHP	13	14%
商工会等の会報誌	5	6%
会合	0	0%
その他	5	6%
合計	90	100%

「鳥取県最低賃金」の金額について (人)

知っていた	53	75%
知らなかつた	18	25%
無回答	0	0%
合計	71	100%

知っていたと回答した労働者のうち、知った媒体は (複数回答) (人)

テレビ	21	30%
ラジオ	3	4%
新聞	16	23%
市町村広報誌	6	9%
ポスター	4	6%
インターネットHP	11	16%
商工会等の会報誌	5	7%
会合	0	0%
その他	4	6%
合計	70	100%

問6 「鳥取県最低賃金」を改正すべきか

(人)		
改正するべき	60	72%
改正する必要はない	15	18%
どちらとも言えない	0	0%
無回答	8	10%
合計	83	100%

問7 改正すべきと答えた労働者が適当と回答した金額

(人)		
700円	1	2%
800円	11	18%
820円	4	7%
830円	3	5%
850円	15	25%
900円	11	18%
901円	1	2%
1000円	12	20%
1200円	1	2%
無回答	1	2%
合計	60	100%

【タクシー運転者】

基本給の賃金形態 (人)		
固定給のみ	0	0%
固定給+歩合給	3	60%
完全歩合給	2	40%
無回答	0	0%
合計	5	100%

最低保証の定め (人)		
有	4	80%
無	1	20%
無回答	0	0%
合計	5	100%

令和2年度 烏取県業最低賃金に関するアンケート結果(労働者)

整理番号	業種内容	規模 1: 1~10人 2: 10~29人	市郡 区別	あなたについて			賃金に関する事項			歩合給について (タクシードライバ者のみ)			最低賃金に関する事項			最低賃金の改定について 改定の必要性について (知つていません)	最低賃金に関する意見 適当と思う改正金額(円) (時間額、円)		
				性別	年齢	家計主婦 者であるか	勤務年数	雇用形態	主な仕事の内容	賃金の定めについて	所定労働時間	所定労働時間	基本給額(円)	最低保証金額(円)	最低賃金額(円)	鳥取県最低賃金の金額について 鳥取県最低賃金が定められており、その方法を知つていません			
23	1 製造業	2 郡部	女 42	いいえ	5年 3月	非正規	短時間	ミシン仕事	時間給	820	あつた (引上 げ)	820	あつた (引上 げ)	820	鳥取県最低賃金が定められており、その方法を知つていません	知つていた 新聞	知つていた (無回答)	改正する必要はない	(無回答)
24	1 製造業	2 市 男 34	[はい]	7年 9月	(無回答)	一般	製造業	月給	145,800	あつた (引上 げ)	872	7.6時間	22.0日	知つていた ポスター	知つていた ポスター	改正するべき	1000円	物価が高くなっているから。残業しないと生活が苦しいから。	(無回答)
26	1 製造業	2 市 女 61	いいえ	26年 1月	正規	一般	事務	月給	195,000	なかつた (引上 げ)	1,116	7.6時間	23.0日	知つていた テレビ	知らなかつた	改正するべき	1000円	物価が高くなっています。正規労働者と同じ内容で労働しているのに賃金が安いです。	(無回答)
27	1 製造業	2 郡部 女 62	いいえ	25年 0月	非正規	一般	プラスチック製品の加工と研磨	時間給	850	なかつた (引上 げ)	850	なかつた (引上 げ)	850	鳥取県は他県に比べて、最低賃金が安いです。	知らなかつた	改正するべき	820円	鳥取県は正規労働者と同じ内容で労働しているのに賃金が安いです。	(無回答)
28	1 製造業	2 郡部 女 43	[はい]	1年 6月	非正規	一般	技能実習生	月給	137,100	あつた (引上 げ)	793	3時間	21.6日	知らなかつた	知らなかつた	改正するべき	850円	技能実習生の賃金が少なくて困っています。	(無回答)
29	1 製造業	2 市 女 32	いいえ	1年 10月	非正規	一般	葉子製造	時間給	790	なかつた (引上 げ)	790	3時間	21.6日	知らなかつた	知らなかつた	改正するべき	850円	技能実習生の賃金が少なくて困っています。	(無回答)
30	1 製造業	2 市 女 62	いいえ	0年 7月	非正規	短時間	工員	時間給	800	なかつた (引上 げ)	800	3時間	24.0日	知らなかつた	知らなかつた	改正するべき	800円	技能実習生の賃金が少なくて困っています。	(無回答)
31	2 制造業、小売業	1 郡部 女 58	いいえ	36年 3月	正規	一般	事務	月給	159,000	あつた (引上 げ)	828	3時間	24.0日	知つていた (無回答)	知らなかつた	改正するべき	1200円	鳥取は賃金が安いです。	(無回答)
33	2 制造業、小売業	1 市 男 28	いいえ	2年 9月	正規	一般	作業	月給	186,000	不明	979	9.5時間	20.0日	知らなかつた	知らなかつた	改正するべき	1200円	鳥取は賃金が安いです。	(無回答)
34	2 制造業、小売業	1 郡部 女 42	いいえ	15年	正規	一般	事務	月給	250,000	なかつた (引上 げ)	1,420	8時間	22.0日	知らなかつた	知らなかつた	改正するべき	830円	全国平均より安いので、どうにかしてほしい。	(無回答)
35	2 制造業、小売業	1 市 女 20	いいえ	2年 3月	正規	(無回答)	ガソリン給油業	月給	157,500	あつた (引上 げ)	938	8時間	21.0日	知つていた テレビ	知つていた テレビ	改正するべき	800円	ガソリン給油業の賃金が少なくて困っています。	(無回答)
36	2 制造業、小売業	1 市 女 57	いいえ	16年 2月	正規	一般	事務	月給	147,000	なかつた (引上 げ)	792	8時間	23.2日	知つていた インターネット HP	知つていた インターネット HP	改正するべき	850円	ガソリン給油業の賃金が少なくて困っています。	(無回答)
37	2 制造業、小売業	1 郡部 女 61	いいえ	16年	非正規	短時間	事務	時間給	1,100	なかつた (引上 げ)	1,100	8時間	24.0日	知つていた 新聞	知つていた 新聞	改正するべき	800円	全国のレベルにあわせていく方向が良いと思います。	(無回答)
38	2 制造業、小売業	1 市 男 23	いいえ	2年 5月	正規	一般	配達兼営業	月給	168,000	あつた (引上 げ)	875	8時間	24.0日	知つていた (無回答)	知らなかつた	改正するべき	1000円	配達兼営業の賃金が少なくて困っています。	(無回答)
39	2 制造業、小売業	1 郡部 男 32	[はい]	7年	正規	一般	タイヤ交換作業、販売	月給	205,000	無回答	1,068	8時間	24.0日	知つていた (無回答)	知らなかつた	改正するべき	1000円	タイヤ交換作業の賃金が少なくて困っています。	(無回答)
40	2 制造業、小売業	2 市 女 41	[はい]	17年 3月	正規	一般	事務職	月給	190,000	なかつた (引上 げ)	1,080	8時間	22.0日	知つていた 市町村広報誌	知らなかつた	改正するべき	900円	事務職の賃金が少なくて困っています。	(無回答)
41	2 制造業、小売業	2 市 女 37	いいえ	6年 8月	正規	一般	事務	月給	260,000	なかつた (引上 げ)	1,387	7.5時間	25.0日	知つていた テレビ、市町村 広報誌、ポスター	知つていた テレビ、市町村 広報誌、ポスター	改正するべき	900円	事務職の賃金が少なくて困っています。	(無回答)

整理番号	区分	業種内容	規模 1: 1~10人 2: 11~29人	市郡 区別	あなたについて			賃金に関する事項			歩合給について (タクシードライバのみ)			最低賃金に関する事項			最低賃金の改定について			最低賃金に関する意見		
					性別	年齢	家計主婦 者であるか	勤務年数	雇用形態	主な仕事の内容	賃金の定めについて	所定賃金額(円)	所定労働時間(分)	月給	時給	改定の必要性について (知つてない場合)	改正するべき	改正するべき	改正するべき	改正するべき	改正するべき	改正するべき
42	2	卸売業、小売業	2	市 女	32	いいえ	7年 3月	正規 一般	事務・経理	月給 140,000	(無回答)	795	8時間 220日	知つていた	新聞	知つていた	新聞	改正するべき	850円	改正するべき	改正するべき	
44	2	卸売業、小売業	2	郡部 男	49	はい	13年 6月	正規 一般	自動車の販売	月給 263,460	あつた (引上 げ)	1,497	8時間 220日	知つていた	テレビ、ラジオ、新聞	知つていた	テレビ、ラジオ、新聞	改正するべき	800円	改正するべき	改正するべき	
45	2	卸売業、小売業	2	市 女	49	いいえ	11年 7月	正規 一般	店内、清潔	時間給 960	(無回答)	960	7.5時間 220日	知つていた	インターネット HP	知つていた	インターネット HP	改正するべき	900円	改正するべき	改正するべき	
48	3	学術研究、専門・技術サービス*	1	市 女	54	はい	(無回答)	正規 一般	事務・営業	月給 293,100	あつた (引上 げ)	1,776	8時間 220日	知つていた	ポスター	知つていた	市町村広報誌	改正するべき	850円	改正するべき	改正するべき	
50	3	学術研究、専門・技術サービス*	1	市 男	62	はい	6年 3月	正規 一般	開発技術者	その他(無回答)	なかつ た	-		知つていた	市町村広報誌	知つていた	市町村広報誌	改正するべき	1000円	改正するべき	改正するべき	
51	3	学術研究、専門・技術サービス*	1	郡部 女	49	いいえ	7年 2月	正規 一般	測量	月給 127,920	あつた (引上 げ)	888	8時間 180日	知つていた	所属する団体等の会報誌	知つていた	所属する団体等の会報誌	改正するべき	850円	改正するべき	改正するべき	
53	3	学術研究、専門・技術サービス*	1	市 男	57	はい	25年 0月	正規 一般	測量設計	月給 220,000	(無回答)	1,250	8時間 220日	知らなかつた				改正するべき	1000円	改正するべき	改正するべき	
54	3	学術研究、専門・技術サービス*	1	市 女	37	いいえ	10年 0月	正規 一般	撮影	月給 150,000	なかつ た	938	8時間 200日	知つていた	テレビ	知つていた	テレビ	改正する必要はない	900円	改正するべき	改正するべき	
55	3	学術研究、専門・技術サービス*	1	市 女	29	いいえ	1年 6月	正規 一般	税理士業務補助	月給 170,000	あつた (引上 げ)	986	7.5時間 230日	知つていた	テレビ	知らなかつた				改正するべき	900円	改正するべき
56	3	学術研究、専門・技術サービス*	1	市 男	57	はい	36年 0月	(無回答)	一般 商業デザイン	月給 259,000	(無回答)	1,570	7.5時間 220日	知らなかつた				改正するべき	900円	改正するべき	改正するべき	
58	3	学術研究、専門・技術サービス*	1	郡部 女	62	いいえ	17年 0月	正規 一般	事務	日給 7,800	なかつ た	1,114	7時間 220日	知つていた	所属する団体等の会報誌	知つていた	所属する団体等の会報誌	改正するべき	830円	改正するべき	改正するべき	
60	3	学術研究、専門・技術サービス*	2	市 女	65	いいえ	31年 0月	正規 一般	経理	月給 200,000	あつた (引上 げ)	1,136	8時間 220日	知つていた	テレビ、ラジオ、新聞・市町村広報誌	知つていた	テレビ、ラジオ、新聞・市町村広報誌	改正する必要はない	900円	改正するべき	改正するべき	
61	4	宿泊業、飲食サービス業	1	郡部 女	48	いいえ	13年 2月	正規 一般	事務	月給 136,000	あつた (引上 げ)	810	8時間 210日	知つていた	所属する団体等の会報誌	知つていた	所属する団体等の会報誌	改正するべき	1000円	改正するべき	改正するべき	
65	4	宿泊業、飲食サービス業	1	市 男	25	いいえ	8年 2月	非正規 短時間	調理、洗浄	時間給 800	なかつ た	800		知つていた	テレビ	知らなかつた				改正するべき	900円	改正するべき
66	4	宿泊業、飲食サービス業	1	市 女	30	いいえ	1年 6月	正規 一般	環境整備	時間給 790	あつた (引上 げ)	790		知つていた	その他(会社の上司にて)	知つていた	その他(会社の上司にて)	改正するべき	900円	改正するべき	改正するべき	
67	4	宿泊業、飲食サービス業	1	市 女	46	はい	1年 2月	正規 一般	フロント業務	月給 160,000	なかつ た	909	8時間 220日	知つていた	市町村広報誌	知つていた	市町村広報誌	改正するべき	850円	改正するべき	改正するべき	

整理番号	業種内容	規模 1: 1~10人 2: 11~29人	市郡 区別	あなたについて			賃金に関する事項			歩合給について (タクシードライバ者のみ)			最低賃金に関する事項			最低賃金の改定について 改定の必要性について (知つてない場合)	適当と思う改定金額(円) (時給額、円)	最低賃金に関する意見			
				性別	年齢	家計主婦 者であるか	勤務年数	雇用形態	主な仕事の内容	賃金の定めについて	賃金の改定について	所定労働時間	月給	時給	賃金の改定について	鳥取県最低賃金額(円)	鳥取県最低賃金額(円)				
74	4 飲食業、飲食サービ ス業、喫茶業	2 市 男 29 いいえ 8年 4月	非正規 短時間 洗濯機	基本給 基本給	820 あつた (引上 げ)	820 知つてない	820 あつた (引上 げ)	820 知つてない	820 知つてない	820 知つてない	改正する必要はない	800円	消費税とか物価高くなっているのに、給料はほとんど変わらない。								
76	5 生活関連サービ ス業、喫茶業	1 市 女 64 いいえ 22年 0月	正規 一般 脱衣	最低保証額	160,000 なかつ た	853 7.5時間	160,000 なかつ た	改正するべき	800円	消費税とか物価高くなっているのに、給料はほとんど変わらない。											
77	5 生活関連サービ ス業、喫茶業	1 市 男 64 はい 0年 11月	非正規 短時間 施設管理員	基本給	810 なかつ た	810 5時間	810 なかつ た	改正するべき	800円	コロナで景気が悪い中で、改定し、賃金を上げるのではなく、動かしてもらおうと思つては改定すべきではないと思つてました。											
80	5 生活関連サービ ス業、喫茶業	1 市 女 47 いいえ 14年 0月	正規 一般 (無回答)	月給	180,000 (無回 答)	938 8時間	180,000 (無回 答)	改正するべき	830円	(無回答)											
82	5 生活関連サービ ス業、喫茶業	1 市 女 37 いいえ 1年 2月	(無回答)	短時間 美容業	820 (無回 答)	820 知つてない	820 (無回 答)	820 知つてない	820 (無回 答)	820 知つてない	820 知つてない	820 知つてない	820 知つてない	820 知つてない	820 知つてない	820 知つてない	820 知つてない	改正するべき	830円	(無回答)	
87	5 生活関連サービ ス業、喫茶業	2 市 女 28 はい 7年 4月	非正規 短時間 受付、事務	受付、事務	850 なかつ た	850 知つてない	850 知つてない	改正するべき	830円	会員登録から考えるといつも歩合で賃金を上げています。ぜひ、最低賃金の値上げを検討していただきたいです。											
88	5 生活関連サービ ス業、喫茶業	2 市 男 62 いいえ 3年 3月	非正規 短時間 夜警備員	夜警備員	850 なかつ た	850 知つてない	850 なかつ た	改正するべき	830円	会員登録ではあるものの立場から考えるといつも歩合で賃金を上げています。ぜひ、最低賃金の値上げを検討していただきたいです。											
90	5 生活関連サービ ス業、喫茶業	2 部部 女 62 いいえ 18年 9月	非正規 短時間 清掃	清掃	850 なかつ た	850 知つてない	850 なかつ た	改正するべき	830円	会員登録として問題はないと思われる。											
91	6 医療・福祉	1 市 女 47 はい 27年 3月	(無回答)	一般 夜警備員	月給	210,000 あつた (引上 げ)	1,313 8時間	210,000 あつた (引上 げ)	1,313 8時間	210,000 あつた (引上 げ)	改正するべき	830円	労働基準で法的に定められているのであれどですが、現状コロナ禍など就労ができない時、就労できただけでも、短時間労働は増加する。真金があると生徒の安心感があると思います。								
93	6 医療・福祉	1 市 女 53 いいえ 6年 3月	非正規 一般 相談業務	相談業務	1,100 あつた (引上 げ)	1,100 知つてない	1,100 あつた (引上 げ)	改正するべき	830円	医療・福祉として問題はないと思われる。											
95	6 医療・福祉	1 部部 女 44 いいえ 5年 9月	正規 一般 事務	月給	120,300 なかつ た	1,310 4時間	120,300 なかつ た	改正するべき	830円	月給の場合、時間給にすると、ババ代よりもハイ代よりも高くなるので、消費税が上がったならそれには合って上がつてしまい。											
96	6 医療・福祉	1 市 女 68 いいえ 11年 1月	非正規 短時間 学童保育	学童保育	925 なかつ た	925 知つてない	925 なかつ た	改正するべき	830円	(無回答)											
100	6 医療・福祉	1 部部 女 44 いいえ 0年 6月	正規 一般 看護助手	看護助手	135,000 なかつ た	818 7.5時間	135,000 なかつ た	改正するべき	830円	(無回答)											
101	6 医療・福祉	2 部部 女 31 いいえ 1年 2月	非正規 短時間 清掃	清掃	820 あつた (引上 げ)	820 知つてない	820 あつた (引上 げ)	改正するべき	830円	給料を上げただけでありがたしいと思っていています。											
102	6 医療・福祉	2 市 女 58 いいえ 2年 6月	非正規 短時間 訓理	訓練	790 あつた (引上 げ)	790 知つてない	790 あつた (引上 げ)	改正するべき	830円	短時間労務なので、時給が高くないと収入効率が悪い。											
103	6 医療・福祉	2 市 女 54 はい 10年 5月	正規 一般 経理事務・透析介助	月給	183,000 なかつ た	1,040 3時間	183,000 なかつ た	改正するべき	830円	将来にわたって安心して生活していくためには最低賃金は他県と比べて低い方がいいと思うので、850円以上高いあってそれがモチベーションも上がり働き意欲も出で良い循環が生まれると思う											
104	6 医療・福祉	2 市 女 58 いいえ 0年 9月	非正規 短時間 講習員	講習員	900 なかつ た	900 知つてない	900 なかつ た	改正するべき	830円	(無回答)											

整理番号	業種内容	規 模 1: 1~10人 2: 11~29人	市 郡 区 別	あなたについて			賃金に関する事項			歩合給について (タクシードライバ者のみ)			最低賃金に関する事項			最低賃金の改定について 改定の必要性について (知つてない場合)	適当に扱う 改定金額(円) (時単価)	最低賃金に関する意見		
				性別	年齢	家計主婦 者であるか (無回答)	勤務年数	雇用形態	主な仕事の 内容	賃金の 定めについて (無回答)	賃金の 所定期間 改定について (無回答)	所定期間 改定の額(円)	基本給 最低賃金	所定労働 時間改定の 額(円)	一日の 所定労働 時間改定の 額(円)	鳥取県最低賃 金額(元)	鳥取県最低賃 金額(元)	鳥取県最低賃 金額(元)		
105	6 医療・福祉	2 市 女	いいえ (無回答)	正規 (無回答)	介護	月給	138,000	あつた (引上 げ)	821	8時間	210 日	鳥取県最低賃 金額(元)	鳥取県最低賃 金額(元)	鳥取県最低賃 金額(元)	鳥取県最低賃 金額(元)	鳥取県最低賃 金額(元)	鳥取県最低賃 金額(元)	改正するべき	820円	(無回答)
106	7 サービス業(他に 分類されないもの)	1 郡部 女 82	はい (無回答)	50年 0月	正規 短時間	事務、清掃、雜用	月給	50,000	なかつ た	3時間	200 日	知つていた	市町村広報誌	知つなかった	知つていた	テレビ・新聞	改正するべき	850円	(無回答)	
108	7 サービス業(他に 分類されないもの)	1 市 女 51	はい (無回答)	11年 11月	正規 一般	事務	月給	195,000	あつた (引上 げ)	1,108	8時間	220 日	知つていた	テレビ・インターネット ネットHP	知つていた	テレビ・新聞	改正するべき	850円	全国の平均最低賃金ぐらいには、、、	
111	7 サービス業(他に 分類されないもの)	1 市 女 57	いいえ (無回答)	21年 0月	非正規 短時間	パソコン文字 の入力等	時間給	800	800	8時間	220 日	知つなかった	テレビ・新聞	知つなかった	テレビ・新聞	改正するべき	700円	最低賃金が高いと働く場がなくなる可能性 の方が高いと思います。		
112	7 サービス業(他に 分類されないもの)	1 郡部 女 46	はい (無回答)	10年 1月	非正規 短時間	事務	時間給	850	850	8時間	170 日	知つていた	その他(常識と して)	知つていた	その他(先端から 後端)	改正するべき	700円	改正するべき		
114	7 サービス業(他に 分類されないもの)	1 市 女 66	いいえ (無回答)	9年 7月	非正規 一般	経理、総務	月給	160,490	なかつ た	7.75時間	170 日	知つていた	新聞・インターネット ネットHP	知つていた	新聞・インターネット ネットHP	改正するべき	1000円	公正な気持ちとして、魚がいるから漁師に正直な気持ちはある。組かい賞金はさておき、職場がある事が重要です。		
116	7 サービス業(他に 分類されないもの)	1 市 女 55	はい (無回答)	3年 3月	正規 一般	事務	月給	180,000	なかつ た	-	/	知つていた	インターネット HP	知つていた	インターネット HP	改正するべき	850円	都市部との格差が大きい。1000円とは言わないので、少しでも近づくことを希望です。自分自身については思っている感じしている。		
119	7 サービス業(他に 分類されないもの)	1 郡部 女 50	はい (無回答)	6年 8月	正規 一般	事務	時間給	850	850	8時間	220 日	知つていた	テレビ・新聞	知つていた	テレビ・新聞	改正するべき	900円	他県どちらでも鳥取は低いので少しでも上がっていくと良いと思う。		
120	7 サービス業(他に 分類されないもの)	1 市 女 62	いいえ (無回答)	14年 9月	非正規 一般	事務	月給	171,000	なかつ た	-	/	知つていた	新聞	知つていた	テレビ・インターネット ネットHP	改正するべき	900円	鳥取県は全国的に安いから		
121	8 道路旅客運送業 (内タクシードライバ)	市 男 61	はい (無回答)	6年 3月	正規 一般	タクシー運転手 (歩合給)	その他 (歩合給)	984	7.9時間	220 日	知つていた	テレビ・新聞	知つていた	テレビ・新聞	改正するべき	820円	(無回答)			
123	8 運輸旅客運送業 (内タクシードライバ)	市 男 60	はい (無回答)	10年 0月	正規 一般	タクシー乗員	月給	/	なかつ た	-	10時間	130 日	固定給+ 歩合給	有 (無回答)	知つていた	ラジオ	改正するべき	900円	賃金が安すぎるから、生活ができない。	
126	8 運輸旅客運送業 (内タクシードライバ)	市 男 50	はい (無回答)	5年 2月	正規 一般	旅客運送	月給	175,862	なかつ た	1,047	8時間	210 日	完全 歩合給	有 (無回答)	知つていた	テレビ	改正するべき	800円	(無回答)	
127	8 運輸旅客運送業 (内タクシードライバ)	市 男 60	はい (無回答)	15年 0月	正規 短時間	タクシー乗務員	その他 (歩合給)	/	なかつ た	-	8時間	250 日	固定給+ 歩合給	有 (無回答)	知つていた	ボスター	改正するべき	820円	(無回答)	
131	8 運輸旅客運送業 (内タクシードライバ)	郡部 男 74	はい (無回答)	(無回答)	正規 短時間	運転者	時間給	790	790	完全 歩合給	有 (無回答)	知つていた	所属する団体 等の会報誌	知つていた	所属する団体 等の会報誌	改正するべき	(無回答)	(無回答)		

最低賃金に関するアンケート調査からの比較表

R2.7.17

整理番号	区分	業種内容	使用 者		労 働 者						
			最低賃金に関する事項		あなたに 関する事 項	あなたの賃金に関する事項				最低賃金に関する事項	
			改定の必要 性について	適當と思う 改正金額 (時間額)		家計主体 者である か	賃金の定 めについ て	賃金の改 定につい て	基本給の金 額(円)	時給 換算額 約(円)	改定の必要 性について
1	1	製造業	改正する必要 はない		いいえ	月給	(無回答)	128,000	853	改正するべき	900円
2	1	製造業	改正する必要 はない		はい	月給	なかった	200,000	1,136	改正する必要 はない	
3	1	製造業	改正する必要 はない		はい	月給	なかった	163,000	805	(無回答)	
4	1	製造業	改正する必要 はない		いいえ	時間給	なかった	1,000	1,000	改正する必要 はない	
5	1	製造業	改正する必要 はない		いいえ	時間給	なかった	800	800	改正するべき	850円
7	1	製造業	改正する必要 はない		いいえ	時間給	(無回答)	790	790	改正するべき	800円
8	1	製造業	改正するべき	1000円	はい	月給	なかった	250,000	2,016	改正するべき	800円
9	1	製造業	改正するべき	890円							
10	1	製造業	(無回答)		いいえ	時間給	なかった	800	800	(無回答)	
11	1	製造業	改正する必要 はない		いいえ	月給	(無回答)	130,521	820	(無回答)	
12	1	製造業	改正するべき	900円	いいえ	月給	あつた(引 上げ)	180,000	978	改正するべき	1000円
13	1	製造業	改正するべき	900円	いいえ	月給	不明	165,000	938	改正するべき	800円
14	1	製造業	改正する必要 はない		はい	月給	なかった	190,000	1,080	改正するべき	901円
15	1	製造業	改正する必要 はない								
16	1	製造業	改正するべき	900円	いいえ	月給	(無回答)	190,000	1,080	改正するべき	850円
17	1	製造業	改正する必要 はない		はい	時間給	あつた(引 上げ)	900	900	改正するべき	850円
18	1	製造業			いいえ	時間給	なかった	900	900	改正するべき	1000円
19	1	製造業	改正する必要 はない		はい	時間給	なかった	900	900	改正するべき	1000円
20	1	製造業			はい	時間給	なかった	800	800	改正する必要 はない	
21	1	製造業	改正するべき	800円	いいえ	時間給	あつた(引 上げ)	790	790	改正するべき	無回答
23	1	製造業			いいえ	時間給	あつた(引 上げ)	820	820	改正する必要 はない	
24	1	製造業	改正する必要 はない		はい	月給	あつた(引 上げ)	145,800	872	改正するべき	1000円
25	1	製造業	改正するべき	800円							
26	1	製造業	改正するべき	800円	いいえ	月給	なかった	195,000	1,116	(無回答)	

整理番号	区分	業種内容	使用者		労働者						
			最低賃金に関する事項		あなたに関する事項	あなたの賃金に関する事項				最低賃金に関する事項	
			改定の必要性について	適当と思う改正金額(時間額)		家計主体者であるか	賃金の定めについて	賃金の改定について	基本給の金額(円)	時給換算額約(円)	改定の必要性について
27	1	製造業	分からない		いいえ	時間給	なかった	850	850	改正するべき	820円
28	1	製造業	改正する必要はない		はい	月給	あつた(引上げ)	137,100	793	改正するべき	850円
29	1	製造業	改正するべき	750円	いいえ	時間給	なかった	790	790	改正する必要はない	
30	1	製造業	改正する必要はない		いいえ	時間給	なかった	800	800	改正するべき	800円
31	2	卸売業、小売業	(無回答)		いいえ	月給	あつた(引上げ)	159,000	828	(無回答)	
32	2	卸売業、小売業	改正する必要はない								
33	2	卸売業、小売業	改正する必要はない		いいえ	月給	不明	186,000	979	改正するべき	1200円
34	2	卸売業、小売業	改正する必要はない		いいえ	月給	なかった	250,000	1,420	改正するべき	830円
35	2	卸売業、小売業			いいえ	月給	あつた(引上げ)	157,500	938	改正するべき	800円
36	2	卸売業、小売業	(無回答)		いいえ	月給	なかった	147,000	792	改正するべき	850円
37	2	卸売業、小売業	改正するべき	850円	いいえ	時間給	なかった	1,100	1,100	改正するべき	800円
38	2	卸売業、小売業	改正する必要はない		いいえ	月給	あつた(引上げ)	168,000	875	改正するべき	1000円
39	2	卸売業、小売業	改正する必要はない		はい	月給	(無回答)	205,000	1,068	改正する必要はない	
40	2	卸売業、小売業	改正するべき	850円	はい	月給	なかった	190,000	1,080	改正するべき	900円
41	2	卸売業、小売業	改正する必要はない		いいえ	月給	なかった	260,000	1,387	改正する必要はない	
42	2	卸売業、小売業	改正するべき	850円	いいえ	月給	(無回答)	140,000	795	改正するべき	850円
43	2	卸売業、小売業	改正するべき	800円							
44	2	卸売業、小売業	改正するべき	820円	はい	月給	あつた(引上げ)	263,460	1,497	改正するべき	800円
45	2	卸売業、小売業	改正するべき	850円	いいえ	時間給	(無回答)	960	960	改正するべき	900円
46	3	学術研究、専門・技術サービス	改正するべき	800円							
47	3	学術研究、専門・技術サービス	改正するべき	900円							
48	3	学術研究、専門・技術サービス	改正する必要はない		はい	月給	あつた(引上げ)	293,100	1,776	改正するべき	850円
50	3	学術研究、専門・技術サービス	改正するべき	900円	はい	その他	なかった	(無回答)	-	改正するべき	1000円
51	3	学術研究、専門・技術サービス	改正する必要はない		いいえ	月給	あつた(引上げ)	127,920	888	改正するべき	850円
53	3	学術研究、専門・技術サービス	改正する必要はない		はい	月給	(無回答)	220,000	1,250	改正するべき	1000円

整理番号	区分	業種内容	使用者		労働者						
			最低賃金に関する事項		あなたに関する事項	あなたの賃金に関する事項				最低賃金に関する事項	
			改定の必要性について	適当と思う改正金額(時間額)		家計主体者であるか	賃金の定めについて	賃金の改定について	基本給の金額(円)	時給換算額約(円)	改定の必要性について
54	3	学術研究、専門・技術サービス	改正する必要はない		いいえ	月給	なかった	150,000	938	改正する必要はない	
55	3	学術研究、専門・技術サービス	改正するべき	800円	いいえ	月給	あつた(引上げ)	170,000	986	改正するべき	900円
56	3	学術研究、専門・技術サービス	改正するべき	850円	はい	月給	(無回答)	259,000	1,570	改正するべき	900円
58	3	学術研究、専門・技術サービス	改正するべき	850円	いいえ	日給	なかった	7,800	1,114	改正するべき	830円
59	3	学術研究、専門・技術サービス	(無回答)								
60	3	学術研究、専門・技術サービス	(無回答)		いいえ	月給	あつた(引上げ)	200,000	1,136	改正する必要はない	
61	4	宿泊業、飲食サービス業	改正する必要はない		いいえ	月給	あつた(引上げ)	136,000	810	改正するべき	1000円
65	4	宿泊業、飲食サービス業	改正するべき	(無回答)	いいえ	時間給	なかった	800	800	改正するべき	900円
66	4	宿泊業、飲食サービス業	改正する必要はない		いいえ	時間給	あつた(引上げ)	790	790	改正する必要はない	
67	4	宿泊業、飲食サービス業	分からぬ		いいえ	時間給	なかった	850	850	改正するべき	850円
68	4	宿泊業、飲食サービス業	改正する必要はない								
69	4	宿泊業、飲食サービス業	改正するべき	800円	はい	月給	なかった	160,000	909	改正するべき	800円
71	4	宿泊業、飲食サービス業	改正するべき	800円							
74	4	宿泊業、飲食サービス業	改正する必要はない		いいえ	時間給	あつた(引上げ)	820	820	改正する必要はない	
76	5	生活関連サービス業、娯楽業	改正する必要はない		いいえ	月給	なかった	160,000	853	改正するべき	800円
77	5	生活関連サービス業、娯楽業	改正するべき	850円	はい	時間給	なかった	810	810	改正するべき	850円
80	5	生活関連サービス業、娯楽業	改正する必要はない		いいえ	月給	(無回答)	180,000	938	改正するべき	830円
81	5	生活関連サービス業、娯楽業	改正する必要はない								
82	5	生活関連サービス業、娯楽業	(無回答)		いいえ	時間給	(無回答)	820	820	改正する必要はない	
83	5	生活関連サービス業、娯楽業	改正するべき	800円							
85	5	生活関連サービス業、娯楽業	改正する必要はない								
87	5	生活関連サービス業、娯楽業	改正する必要はない		はい	時間給	なかった	850	850	改正するべき	850円
88	5	生活関連サービス業、娯楽業	改正するべき	820円	いいえ	時間給	なかった	850	850	改正するべき	1000円
90	5	生活関連サービス業、娯楽業	改正する必要はない		いいえ	時間給	あつた(引上げ)	850	850	改正するべき	800円
91	6	医療、福祉	改正する必要はない		はい	月給	あつた(引上げ)	210,000	1,313	改正する必要はない	

整理番号	区分	業種内容	使用者		労働者							
			最低賃金に関する事項		あなたに関する事項	あなたの賃金に関する事項				最低賃金に関する事項		
			改定の必要性について	適当と思う改正金額(時間額)		家計主体者であるか	賃金の定めについて	賃金の改定について	基本給の金額(円)	時給換算額約(円)	改定の必要性について	適当と思う改正金額(時間額)
93	6	医療、福祉	改正するべき	850円	いいえ	時間給	あつた(引上げ)		1,100	1,100	改正する必要はない	
95	6	医療、福祉			いいえ	月給	なかつた	120,500	1,310	改正するべき	900円	
96	6	医療、福祉	(無回答)		いいえ	時間給	なかつた	925	925	改正するべき	900円	
98	6	医療、福祉	改正する必要はない									
100	6	医療、福祉	(無回答)		いいえ	月給	なかつた	135,000	818	(無回答)		
101	6	医療、福祉	改正する必要はない		いいえ	時間給	あつた(引上げ)	820	820	改正する必要はない		
102	6	医療、福祉	改正する必要はない		いいえ	時間給	あつた(引上げ)	790	790	改正するべき	1000円	
103	6	医療、福祉	改正する必要はない		はい	月給	なかつた	183,000	1,040	改正するべき	1000円	
104	6	医療、福祉	改正するべき	800円	いいえ	時間給	なかつた	900	900	改正するべき	850円	
105	6	医療、福祉	改正するべき	850円	いいえ	月給	あつた(引上げ)	138,000	821	改正するべき	820円	
106	7	サービス業(他に分類されないもの)	改正する必要はない		はい	月給	なかつた	50,000	833	改正するべき	850円	
107	7	サービス業(他に分類されないもの)	改正する必要はない									
108	7	サービス業(他に分類されないもの)	改正するべき	900円	はい	月給	あつた(引上げ)	195,000	1,108	改正するべき	850円	
110	7	サービス業(他に分類されないもの)	改正するべき	600円								
111	7	サービス業(他に分類されないもの)	改正するべき	800円	いいえ	時間給	(無回答)	800	800	改正するべき	700円	
112	7	サービス業(他に分類されないもの)	(無回答)		はい	時間給	あつた(引上げ)	850	850	(無回答)		
113	7	サービス業(他に分類されないもの)	(無回答)									
114	7	サービス業(他に分類されないもの)	改正するべき	810円	いいえ	月給	なかつた	169,490	1,286	改正するべき	1000円	
116	7	サービス業(他に分類されないもの)	改正する必要はない		はい	月給	なかつた	180,000	-	改正するべき	850円	
119	7	サービス業(他に分類されないもの)	(無回答)		はい	時間給	あつた(引上げ)	850	850	改正するべき	900円	
120	7	サービス業(他に分類されないもの)	改正するべき	800円	いいえ	月給	なかつた	171,000	984	改正するべき	820円	
121	道路旅客運送業(の内タクシー業)	改正する必要はない			はい	その他(歩合給)	なかつた	(無回答)	-	改正するべき	900円	
122	道路旅客運送業(の内タクシー業)	改正する必要はない										
123	道路旅客運送業(の内タクシー業)	改正するべき	850円		はい	月給	なかつた		-	改正するべき	900円	
126	道路旅客運送業(の内タクシー業)	改正する必要はない			はい	月給	なかつた	175,862	1,047	改正するべき	800円	

整理番号	区分	業種内容	使用 者		労 働 者						
			最低賃金に関する事項		あなたに関する事項	あなたの賃金に関する事項			最低賃金に関する事項		
			改定の必要性について	適当と思う改正金額(時間額)		家計主体者であるか	賃金の定めについて	賃金の改定について	基本給の金額(円)	時給換算額約(円)	改定の必要性について
127	道路旅客運送業(の内タクシー業)	改正する必要はない			はい	その他(歩合給)	なかった		-	改正するべき	820円
131	道路旅客運送業(の内タクシー業)				はい	時間給	(無回答)	790	790	(無回答)	

鳥取県最低賃金額と全国加重平均最低賃金額等の推移(平成23年～令和2年)

令和2年7月10日

鳥取県 最低賃 金額	鳥取県			全国					
	引上げ 額	引上げ 率	影響率	賃金改定調査(第4表) (注)			名目 GDP	前年比	実質 GDP
				一般・パート計	一般労働者	パート労働者			
				区分	一時間当たりの賃 金額	賃金上昇率	一時間当たりの賃 金額	賃金上昇率	一時間当たりの賃 金額
平成23年	646円	4円	0.62%	0.70%	737円	7円	0.96%	Dランク	1,146円
				合計	1,378円	0.0%	-0.5%	1,270円	-0.8%
平成24年	653円	7円	1.08%	2.26%	749円	12円	1.63%	Dランク	1,153円
				合計	1,352円	0.2%	0.3%	1,266円	0.2%
平成25年	664円	11円	1.68%	1.91%	764円	15円	2.00%	Dランク	1,143円
				合計	1,317円	0.8%	0.8%	1,239円	1.0%
平成26年	677円	13円	1.96%	3.15%	780円	16円	2.09%	Dランク	1,182円
				合計	1,369円	1.1%	0.9%	1,302円	0.9%
平成27年	693円	16円	2.36%	2.84%	798円	18円	2.31%	Dランク	1,171円
				合計	1,380円	0.9%	0.9%	1,289円	1.1%
平成28年	715円	22円	3.17%	5.51%	823円	25円	3.13%	Dランク	1,202円
				合計	1,360円	1.1%	0.9%	1,309円	1.0%
平成29年	738円	23円	3.22%	9.39%	848円	25円	3.04%	Dランク	1,213円
				合計	1,378円	1.3%	1.1%	1,512円	1.0%
平成30年	762円	24円	3.25%	10.30%	874円	26円	3.07%	Dランク	1,246円
				合計	1,423円	1.4%	1.3%	1,379円	1.0%
令和元年	790円	28円	7.05%	8.80%	901円	27円	6.25%	Dランク	1,270円
				合計	1,441円	1.3%	1.2%	1,610円	1.4%
令和2年				Dランク	1,241円	0.9%	0.9%	1,404円	0.9%
				合計	1,472円	1.2%	1.2%	1,700円	1.0%

地域別最低賃金と新規学卒者の初任給との関係(高校卒)(鳥取県)

年 項目	地域別最低賃金 ① (円)	産業計・企業規模計(10人以上)				新規学卒者(男女計) 産業計・企業規模計(10~99人)			
		初任給 (月額) ②	所定内 実労働時間※ ③	時間当たり 初任給 ④=②／③	時間額比 ①／④	初任給 (月額) ⑤	所定内 実労働時間※ ⑥	時間当たり 初任給 ⑦=⑤／⑥	時間額比 ①／⑦
平成22年	642	144.8	169	857	74.9	139.1	174	799	80.4
平成23年	646	146.0	168	869	74.3	144.8	171	847	76.3
平成24年	653	145.6	167	872	74.9	150.5	173	870	75.1
平成25年	664	146.0	165	885	75.0	144.7	170	851	78.0
平成26年	677	148.0	166	892	75.9	155.6	171	910	74.4
平成27年	693	148.2	169	877	79.0	143.7	173	831	83.4
平成28年	715	149.8	168	892	80.2	147.4	174	847	84.4
平成29年	738	150.0	166	904	81.6	148.8	169	880	83.9
平成30年	762	153.3	166	923	82.6	150.6	171	881	86.5
令和元年	790	156.9	164	957	82.5	152.4	173	881	89.7

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注1) 初任給は、所定内給与額から通勤手当を除いたものである。

(注2) 所定内実労働時間は、一般労働者の数値を使用している。

(注3) 時間当たり初任給及び時間額比は、鳥取労働局賃金室にて算出。

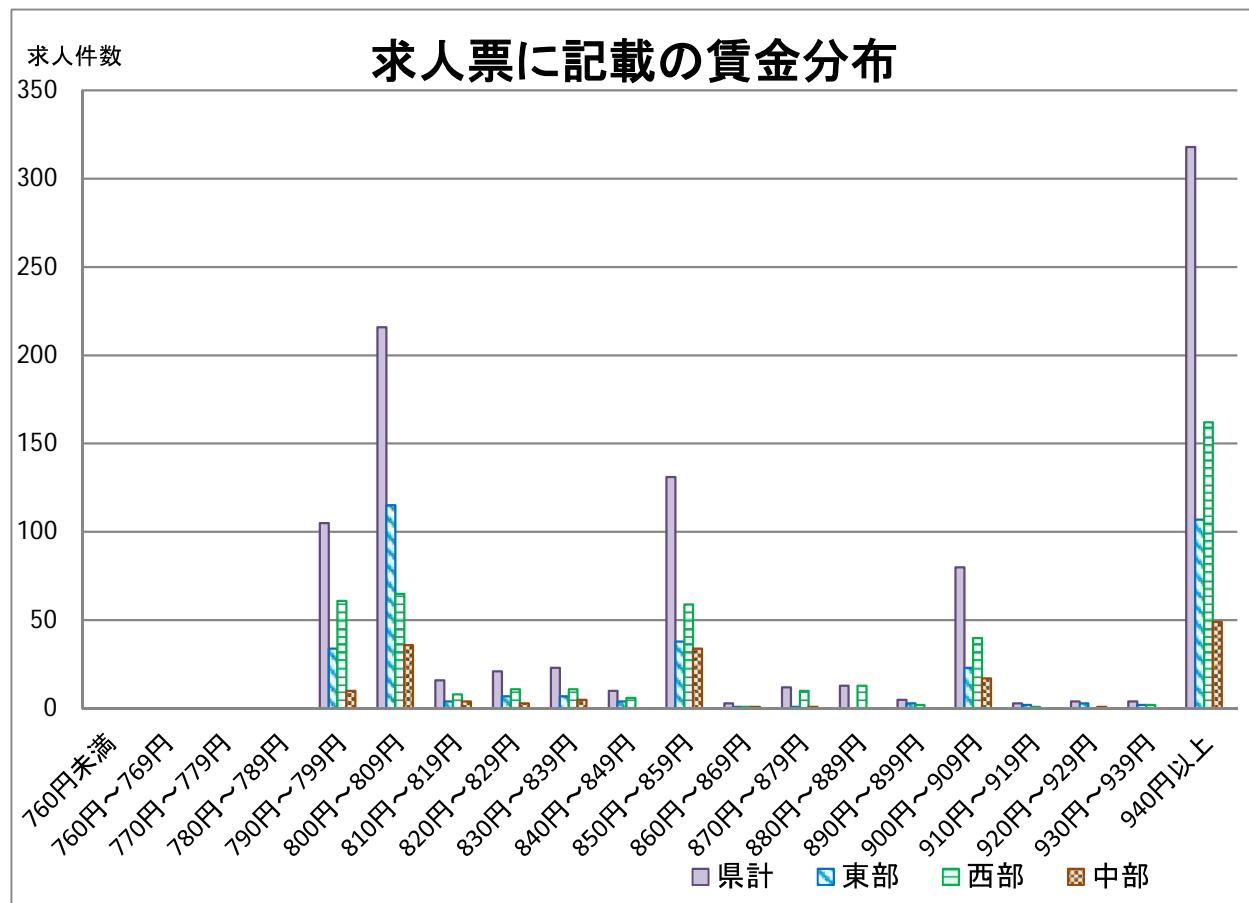
求人票に記載された賃金額資料

鳥取県内のハローワークにおける基本給下限額別求人件数
(令 和 2 年 4 月)

単価	求人件数	割合 (%)	求人件数累計	累計割合 (%)
755 円未満	0			
755 円	0			
756 円	0			
757 円	0			
758 円	0			
759 円	0			
760 円	0			
761 円	0			
762 円	0			
763 円	0			
764 円	0			
765 円	0			
766 円	0			
767 円	0			
768 円	0			
769 円	0			
770 円	0			
771 円	0			
772 円	0			
773 円	0			
774 円	0			
775 円	0			
776 円	0			
777 円	0			
778 円	0			
779 円	0			
780 円	0			
781 円	0			
782 円	0			
783 円	0			
784 円	0			
785 円	0			
786 円	0			
787 円	0			
788 円	0			
789 円	0			
790 円～ 799 円	105	10.9%	105	10.9%
800 円～ 809 円	216	22.4%	321	33.3%
810 円～ 819 円	16	1.7%	337	35.0%
820 円～ 829 円	21	2.2%	358	37.1%
830 円～ 839 円	23	2.4%	381	39.5%
840 円～ 849 円	10	1.0%	391	40.6%
850 円～ 859 円	131	13.6%	522	54.1%
860 円～ 869 円	3	0.3%	525	54.5%
870 円～ 879 円	12	1.2%	537	55.7%
880 円～ 889 円	13	1.3%	550	57.1%
890 円～ 899 円	5	0.5%	555	57.6%
900 円～ 909 円	80	8.3%	635	65.9%
910 円～ 919 円	3	0.3%	638	66.2%
920 円～ 929 円	4	0.4%	642	66.6%
930 円～ 939 円	4	0.4%	646	67.0%
940 円～ 949 円	47	4.9%	693	71.9%
950 円～ 959 円	28	2.9%	721	74.8%
960 円～ 969 円	7	0.7%	728	75.5%
970 円～ 979 円	12	1.2%	740	76.8%
980 円～ 989 円	5	0.5%	745	77.3%
990 円～ 999 円	0			
1000 円～ 1009 円	67	7.0%	812	84.2%
1010 円～ 1019 円	2	0.2%	814	84.4%
1020 円～ 1029 円	3	0.3%	817	84.8%
1030 円～ 1039 円	5	0.5%	822	85.3%
1040 円～ 9999 円	142	14.7%	964	100.0%
合計	964			

※県内のハローワークに登録された求人のうち、基本給について時間単価の表示がある場合の
単価（金額に幅がある場合は最低額）ごとの求人件数

鳥取県
<全産業>



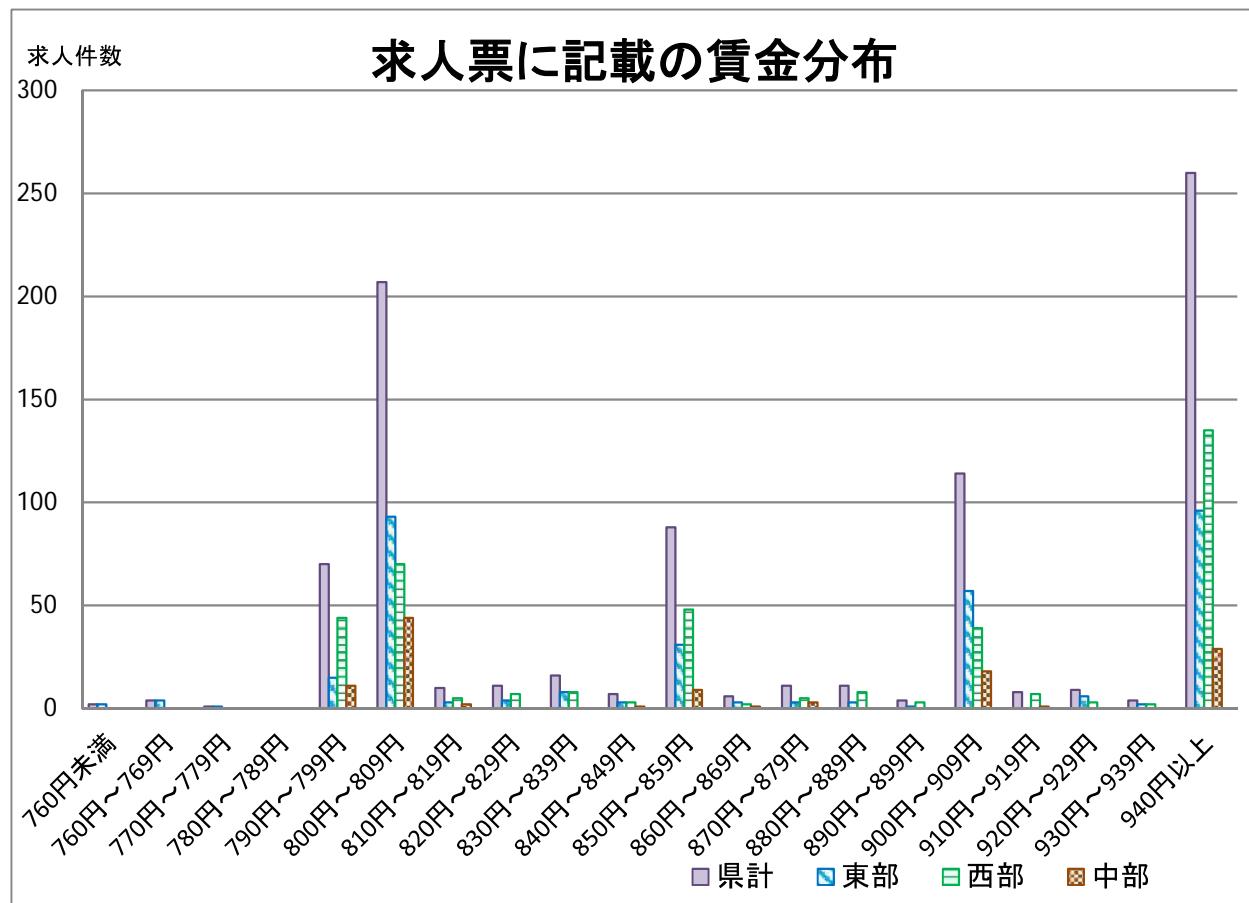
単 働	県 計	東 部	西 部	中 部
760円未満	0	0	0	0
760円～769円	0	0	0	0
770円～779円	0	0	0	0
780円～789円	0	0	0	0
790円～799円	105	34	61	10
800円～809円	216	115	65	36
810円～819円	16	4	8	4
820円～829円	21	7	11	3
830円～839円	23	7	11	5
840円～849円	10	4	6	0
850円～859円	131	38	59	34
860円～869円	3	1	1	1
870円～879円	12	1	10	1
880円～889円	13	0	13	0
890円～899円	5	3	2	0
900円～909円	80	23	40	17
910円～919円	3	2	1	0
920円～929円	4	3	0	1
930円～939円	4	2	2	0
940円以上	318	107	162	49
合 計	964	351	452	161

累 計	区 分 割 合	累 計 割 合
0		
0		
0		
105	10.9%	10.9%
321	22.4%	33.3%
337	1.7%	35.0%
358	2.2%	37.1%
381	2.4%	39.5%
391	1.0%	40.6%
522	13.6%	54.1%
525	0.3%	54.5%
537	1.2%	55.7%
550	1.3%	57.1%
555	0.5%	57.6%
635	8.3%	65.9%
638	0.3%	66.2%
642	0.4%	66.6%
646	0.4%	67.0%
964	33.0%	100.0%

鳥取県内のハローワークにおける基本給下限額別求人件数
(令和2年5月)

	求人件数	割合 (%)	求人件数累計	累計割合 (%)
755円未満	2	0.2%	2	0.2%
755円	0			
756円	0			
757円	0			
758円	0			
759円	0			
760円	4	0.5%	6	0.7%
761円	0			
762円	0			
763円	0			
764円	0			
765円	0			
766円	0			
767円	0			
768円	0			
769円	0			
770円	1	0.1%	7	0.8%
771円	0			
772円	0			
773円	0			
774円	0			
775円	0			
776円	0			
777円	0			
778円	0			
779円	0			
780円	0			
781円	0			
782円	0			
783円	0			
784円	0			
785円	0			
786円	0			
787円	0			
788円	0			
789円	0			
790円～799円	70	8.3%	77	9.1%
800円～809円	207	24.6%	284	33.7%
810円～819円	10	1.2%	294	34.9%
820円～829円	11	1.3%	305	36.2%
830円～839円	16	1.9%	321	38.1%
840円～849円	7	0.8%	328	38.9%
850円～859円	88	10.4%	416	49.3%
860円～869円	6	0.7%	422	50.1%
870円～879円	11	1.3%	433	51.4%
880円～889円	11	1.3%	444	52.7%
890円～899円	4	0.5%	448	53.1%
900円～909円	114	13.5%	562	66.7%
910円～919円	8	0.9%	570	67.6%
920円～929円	9	1.1%	579	68.7%
930円～939円	4	0.5%	583	69.2%
940円～949円	23	2.7%	606	71.9%
950円～959円	25	3.0%	631	74.9%
960円～969円	2	0.2%	633	75.1%
970円～979円	4	0.5%	637	75.6%
980円～989円	5	0.6%	642	76.2%
990円～999円	0			
1000円～1009円	66	7.8%	708	84.0%
1010円～1019円	5	0.6%	713	84.6%
1020円～1029円	2	0.2%	715	84.8%
1030円～1039円	2	0.2%	717	85.1%
1040円～9999円	126	14.9%	843	100.0%
合計	843			

鳥取県
<全産業>



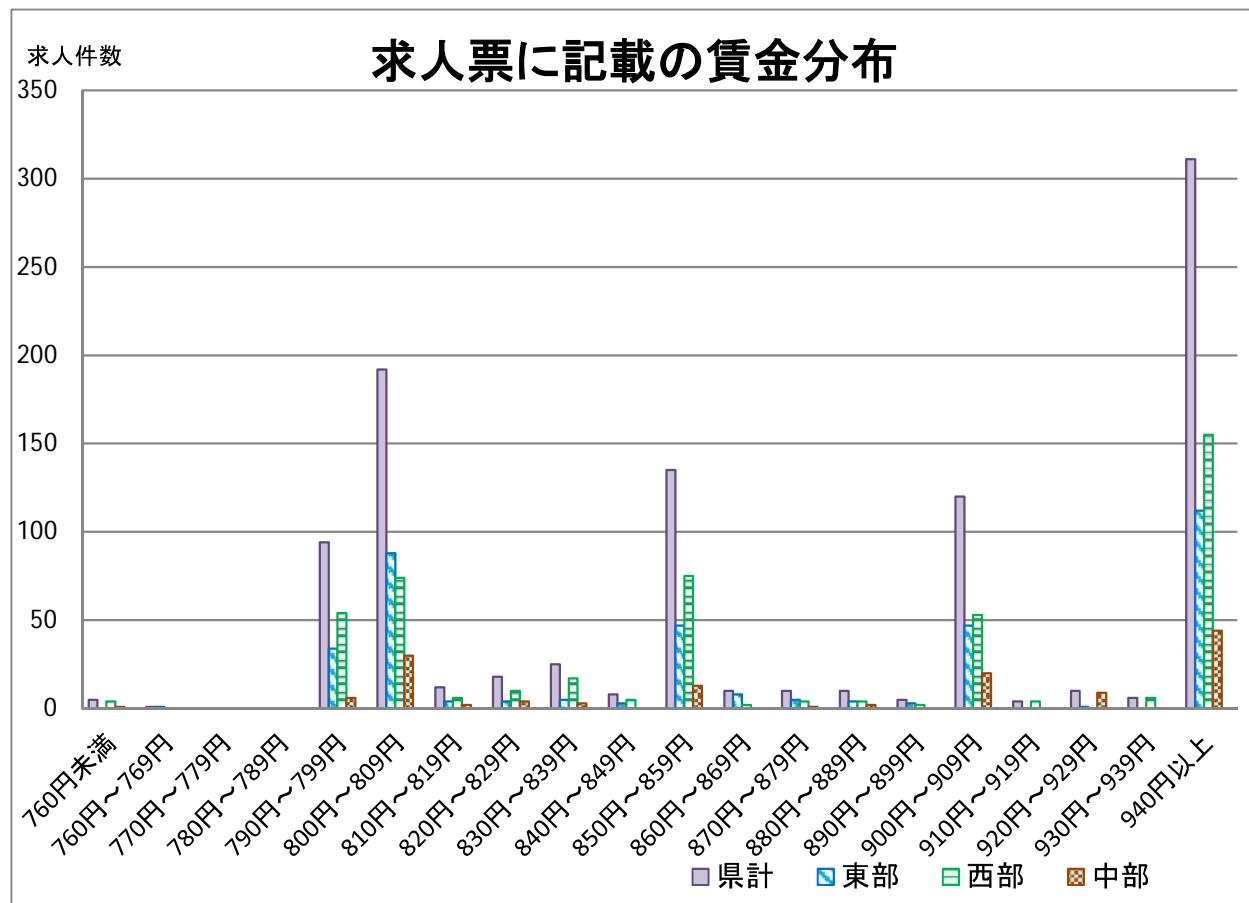
単 値	県 計	東 部	西 部	中 部
760円未満	2	2	0	0
760円～769円	4	4	0	0
770円～779円	1	1	0	0
780円～789円	0	0	0	0
790円～799円	70	15	44	11
800円～809円	207	93	70	44
810円～819円	10	3	5	2
820円～829円	11	4	7	0
830円～839円	16	8	8	0
840円～849円	7	3	3	1
850円～859円	88	31	48	9
860円～869円	6	3	2	1
870円～879円	11	3	5	3
880円～889円	11	3	8	0
890円～899円	4	1	3	0
900円～909円	114	57	39	18
910円～919円	8	0	7	1
920円～929円	9	6	3	0
930円～939円	4	2	2	0
940円以上	260	96	135	29
合 計	843	335	389	119

累 計	区 分 别 割 合	累 計 割 合
2	0.2%	0.2%
6	0.5%	0.7%
7	0.1%	0.8%
7		
77	8.3%	9.1%
284	24.6%	33.7%
294	1.2%	34.9%
305	1.3%	36.2%
321	1.9%	38.1%
328	0.8%	38.9%
416	10.4%	49.3%
422	0.7%	50.1%
433	1.3%	51.4%
444	1.3%	52.7%
448	0.5%	53.1%
562	13.5%	66.7%
570	0.9%	67.6%
579	1.1%	68.7%
583	0.5%	69.2%
843	30.8%	100.0%

鳥取県内のハローワークにおける基本給下限額別求人件数
(令和2年6月)

	求人件数	割合 (%)	求人件数累計	累計割合 (%)
755円未満	5	0.5%	5	0.5%
755円	0			
756円	0			
757円	0			
758円	0			
759円	0			
760円	1	0.1%	6	0.6%
761円	0			
762円	0			
763円	0			
764円	0			
765円	0			
766円	0			
767円	0			
768円	0			
769円	0			
770円	0			
771円	0			
772円	0			
773円	0			
774円	0			
775円	0			
776円	0			
777円	0			
778円	0			
779円	0			
780円	0			
781円	0			
782円	0			
783円	0			
784円	0			
785円	0			
786円	0			
787円	0			
788円	0			
789円	0			
790円～799円	94	9.6%	100	10.2%
800円～809円	192	19.7%	292	29.9%
810円～819円	12	1.2%	304	31.1%
820円～829円	18	1.8%	322	33.0%
830円～839円	25	2.6%	347	35.6%
840円～849円	8	0.8%	355	36.4%
850円～859円	135	13.8%	490	50.2%
860円～869円	10	1.0%	500	51.2%
870円～879円	10	1.0%	510	52.3%
880円～889円	10	1.0%	520	53.3%
890円～899円	5	0.5%	525	53.8%
900円～909円	120	12.3%	645	66.1%
910円～919円	4	0.4%	649	66.5%
920円～929円	10	1.0%	659	67.5%
930円～939円	6	0.6%	665	68.1%
940円～949円	29	3.0%	694	71.1%
950円～959円	43	4.4%	737	75.5%
960円～969円	1	0.1%	738	75.6%
970円～979円	1	0.1%	739	75.7%
980円～989円	1	0.1%	740	75.8%
990円～999円	2	0.2%	742	76.0%
1000円～1009円	82	8.4%	824	84.4%
1010円～1019円	4	0.4%	828	84.8%
1020円～1029円	5	0.5%	833	85.3%
1030円～1039円	1	0.1%	834	85.5%
1040円～9999円	142	14.5%	976	100.0%
合計	976			

鳥取県
<全産業>



単価	県計	東部	西部	中部
760円未満	5	0	4	1
760円～769円	1	1	0	0
770円～779円	0	0	0	0
780円～789円	0	0	0	0
790円～799円	94	34	54	6
800円～809円	192	88	74	30
810円～819円	12	4	6	2
820円～829円	18	4	10	4
830円～839円	25	5	17	3
840円～849円	8	3	5	0
850円～859円	135	47	75	13
860円～869円	10	8	2	0
870円～879円	10	5	4	1
880円～889円	10	4	4	2
890円～899円	5	3	2	0
900円～909円	120	47	53	20
910円～919円	4	0	4	0
920円～929円	10	1	0	9
930円～939円	6	0	6	0
940円以上	311	112	155	44
合計	976	366	475	135

累計	区分割合	累計割合
5	0.5%	0.5%
6	0.1%	0.6%
6		
6		
100	9.6%	10.2%
292	19.7%	29.9%
304	1.2%	31.1%
322	1.8%	33.0%
347	2.6%	35.6%
355	0.8%	36.4%
490	13.8%	50.2%
500	1.0%	51.2%
510	1.0%	52.3%
520	1.0%	53.3%
525	0.5%	53.8%
645	12.3%	66.1%
649	0.4%	66.5%
659	1.0%	67.5%
665	0.6%	68.1%
976	31.9%	100.0%

毎月勤労統計（全国）きまつて支給する給与関係時系列表

区分	常用労働者平均（事業所規模5人以上）				常用労働者平均（事業所規模30人以上）			
	きまつて支給する給与 支給する給与額 平成27年 =100	きまつて支給する給与 前年比 平成27年 =100	労働時間 総実労働時間 平成27年 =100	労働者 常用雇用指 数 平成27年 =100	きまつて支給する給与 支給する給与額 平成27年 =100	きまつて支給する給与 前年比 平成27年 =100	労働時間 総実労働時間 平成27年 =100	労働者 常用雇用指 数 平成27年 =100
平成 28 年	261,194	100.2	0.2	99.5	102.0	30.63	289,899	100.6
平成 29 年	262,400	100.7	0.5	99.3	104.7	30.69	290,954	101.0
平成 30 年	263,673	101.6	0.9	98.5	105.8	30.88	294,115	101.7
令和 元年	263,176	101.4	△ 0.2	96.3	107.9	31.53	294,029	101.8
31年 1月	258,442	99.6	△ 0.6	90.2	106.9	31.81	289,797	100.3
31年 2月	260,104	100.2	△ 0.2	95.4	106.8	31.89	290,669	100.6
31年 3月	261,963	101.0	△ 0.7	96.1	106.1	31.76	293,086	101.5
31年 4月	265,801	102.4	△ 0.3	99.3	107.4	31.09	297,227	102.9
元年 5月	261,749	100.9	△ 0.4	93.1	107.7	31.14	292,631	101.3
元年 6月	264,328	101.9	△ 0.2	98.8	108.1	31.31	295,447	102.3
元年 7月	264,428	101.8	0.0	99.8	108.4	31.44	294,511	101.9
元年 8月	263,137	101.4	0.2	94.0	108.3	31.47	293,974	101.7
元年 9月	263,433	101.5	0.3	95.7	108.5	31.50	294,000	101.7
元年 10月	265,257	102.2	0.2	97.4	108.7	31.48	296,212	102.6
元年 11月	264,857	102.0	△ 0.2	98.3	109.0	31.72	295,652	102.3
元年 12月	264,498	101.9	0.1	97.2	109.1	31.79	295,078	102.1
2年 1月	260,530	100.3	0.7	90.9	108.9	31.82	291,271	100.7
2年 2月	261,401	100.7	0.5	93.9	108.8	31.74	291,764	100.9
2年 3月	262,179	101.0	0.0	94.9	108.1	31.61	292,233	101.1
2年 4月	263,344	101.5	△ 0.9	95.4	109.0	30.54	293,632	101.7

注：「きまつて支給する給与」とは、基本給、諸手当を含み「所定内給与」と「所定外給与」の合計。各「指數」は平成27年を100としたもの。△は一(マイナス)を表す。

資料出所：厚生労働省 毎月勤労統計調査（令和2年3月分結果確報より）

毎月勤労統計（全国）所定内給与関係時系列表

区分	常用労働者平均（事業所規模5人以上）					常用労働者平均（事業所規模30人以上）				
	所定内給与額		労働時間		労働者	所定内給与額		労働時間		労働者
	所定内 給与指 數 平成27年 =100	前年比	所定内 労働時間指 數 平成27年 =100	常用指 數 平成27年 =100	パートタイム 労働者比率 (%)	所定内 給与額 平成27年 =100	前年比	所定内 労働時間指 數 平成27年 =100	常用指 數 平成27年 =100	パートタイム 労働者比率 (%)
平成28年	241,532	100.3	0.3	99.6	102.0	30.63	264,852	100.6	0.6	100.0
平成29年	242,641	100.8	0.5	99.2	104.7	30.69	266,057	101.2	0.6	99.9
平成30年	243,853	101.6	0.8	98.4	105.8	30.88	269,050	101.9	0.7	99.3
令和元年	243,514	101.5	△ 0.1	96.2	107.9	31.53	269,012	102.0	0.1	97.1
31年 1月	239,303	99.8	△ 0.6	90.0	106.9	31.81	265,172	100.6	△ 0.1	91.7
31年 2月	240,469	100.3	△ 0.1	95.2	106.8	31.89	265,638	100.8	0.2	95.4
31年 3月	241,945	100.9	△ 0.6	95.8	106.1	31.76	267,664	101.5	△ 0.2	96.7
31年 4月	245,409	102.3	△ 0.1	99.1	107.4	31.09	271,304	102.9	0.3	99.9
元年 5月	242,152	101.0	△ 0.6	93.0	107.7	31.14	267,507	101.5	△ 0.1	95.0
元年 6月	244,843	102.1	△ 0.1	99.0	108.1	31.31	270,424	102.6	0.3	99.5
元年 7月	244,926	102.1	0.1	100.1	108.4	31.44	269,862	102.3	0.1	101.5
元年 8月	243,905	101.6	0.1	94.3	108.3	31.47	269,506	102.2	0.2	95.7
元年 9月	244,455	101.9	0.3	95.7	108.5	31.50	269,998	102.4	0.2	95.9
元年 10月	245,240	102.2	0.2	97.2	108.7	31.48	270,977	102.8	0.2	98.6
元年 11月	244,669	102.0	0.0	98.3	109	31.72	270,042	102.4	△ 0.1	99.3
元年 12月	244,727	102.0	0.3	97.2	109.1	31.79	269,973	102.4	0.2	97.7
2年 1月	241,672	100.7	0.9	90.9	108.9	31.82	267,407	101.3	0.7	92.7
2年 2月	242,121	100.9	0.6	93.9	108.8	31.74	267,479	101.4	0.6	94.0
2年 3月	242,980	101.3	0.4	95.0	108.1	31.61	268,082	101.6	0.1	95.9
2年 4月	245,586	102.4	0.1	96.5	109	30.54	271,106	102.8	△ 0.1	98.2

注：「所定内給与」とは、「きまつて支給する給与」から「所定外給与（時間外勤務手当等）」を差し引いたもの。各「指数」は平成27年を100としたもの。△は-(マイナス)を表す。

資料出所：厚生労働省 每月労働統計調査（令和2年3月分結果確報より）

毎月勤労統計(鳥取県) きまつて支給する給与関係時系列表

区分	常用労働者平均(事業所規模5人以上)				常用労働者平均(事業所規模30人以上)			
	きまつて支給する給与 きまつて支給する給与額 平成27年 =100	前年比 (全国=100)	労働時間 総実労働時間指 数 平成27年 =100	労働者 常用雇用 指 数 平成27年 =100	きまつて支給する給与 きまつて支給する給与額 平成27年 =100	前年比 (全国=100)	労働時間 総実労働時間指 数 平成27年 =100	労働者 常用雇用 指 数 平成27年 =100
平成27年	236,397	100.0	3.0	90.7	100.0	21.7	257,030	100.0
平成28年	236,719	100.2	0.2	90.6	99.1	100.5	259,368	100.9
平成29年	239,962	101.5	1.3	91.4	99.9	101.4	260,374	101.3
平成30年	229,840	97.2	△ 4.2	87.2	98.5	99.1	251,115	97.7
令和元年	225,040	95.2	△ 2.1	85.5	95.0	100.4	244,319	95.1
31年1月	217,534	92.0	△ 5.4	84.2	88.1	101.3	238,971	93.0
31年2月	219,952	93.0	△ 3.8	84.6	93.6	101.3	241,115	93.8
31年3月	220,780	93.4	△ 5.5	84.3	94.5	99.8	242,665	94.4
31年4月	225,452	95.4	△ 4.0	84.8	98.0	100.4	246,631	96.0
31年5月	225,014	95.2	△ 3.3	86.0	91.8	100.5	246,789	96.0
元年6月	224,522	95.0	△ 3.7	84.9	96.9	100.5	246,011	95.7
元年7月	228,350	96.6	1.3	86.4	99.5	100.5	244,631	95.2
元年8月	226,237	95.7	0.2	86.0	91.5	100.2	26.7	243,698
元年9月	226,299	95.7	△ 0.3	85.9	94.8	100.0	26.6	242,572
元年10月	227,931	96.4	△ 0.4	85.9	97.1	100.0	27.0	244,387
元年11月	229,741	97.2	△ 0.1	86.7	97.5	99.7	26.9	247,362
元年12月	228,861	96.8	0.2	86.5	96.5	100.1	27.2	246,942
2年1月	225,939	95.6	3.9	86.7	89.8	100.0	26.5	244,468
2年2月	225,113	95.2	2.4	86.1	92.8	100.6	26.7	243,389
2年3月	226,213	95.7	2.5	86.3	94.2	99.7	26.6	246,877
2年4月	227,003	96.0	0.6	86.2	95.2	100.7	26.4	248,493

注：「きまつて支給する給与」とは、基本給、諸手当を含み、「所定内給与」と「所定外給与」の合計。各「指数」は平成27年を100としたもの。△は-(マイナス)を表す。

資料出所：鳥取県地域振興部統計課 毎月勤労統計調査地方調査月報（令和2年3月分より）

毎月勤労統計（鳥取県）所定内給与関係時系列表

区分	常用労働者平均（事業所規模5人以上）					常用労働者平均（事業所規模30人以上）				
	所定内給与額		労働時間		労働者	所定内給与額		労働時間		労働者
	所定内給与額 平成27年 =100	前年比 格差 (全国=100)	所定内労働時間指 数 平成27年 =100	常用雇用 指 数 平成27年 =100	パートタイム 労働者比率 (%)	所定内給与額 平成27年 =100	前年比 格差 (全国=100)	所定内労働時間指 数 平成27年 =100	常用雇用 指 数 平成27年 =100	パートタイム 労働者比率 (%)
平成27年	222,634	100.0	3.3	92.4	100.0	21.7	240,006	100.0	3.7	91.1
平成28年	222,277	99.8	△ 0.2	92.0	99.1	100.5	21.4	240,986	100.4	0.4
平成29年	225,471	101.3	1.5	92.9	99.8	101.4	22.1	241,860	100.8	0.4
平成30年	216,370	97.2	△ 4.0	88.7	97.7	99.1	26.2	233,713	97.4	△ 3.4
令和元年	210,964	94.8	△ 2.5	86.6	94.2	100.4	27.5	226,231	94.3	△ 3.2
31年 1月	203,750	91.5	△ 5.6	85.1	87.1	101.3	29.2	220,727	92.0	△ 4.0
31年 2月	206,091	92.6	△ 4.3	85.7	92.8	101.3	28.7	222,978	92.9	△ 3.1
31年 3月	207,008	93.0	△ 5.1	85.6	93.6	99.8	28.1	224,902	93.7	△ 3.1
31年 4月	211,104	94.8	△ 4.4	86.0	96.9	100.4	27.7	228,205	95.1	△ 2.5
元年 5月	209,724	94.2	△ 4.5	86.6	90.5	100.5	27.7	226,662	94.4	△ 3.1
元年 6月	210,836	94.7	△ 4.2	86.1	95.9	100.5	27.7	228,608	95.3	△ 2.9
元年 7月	214,520	96.4	0.9	87.6	99.0	100.5	27.0	227,434	94.8	△ 3.3
元年 8月	212,778	95.6	0.2	87.2	91.1	100.2	26.7	226,599	94.4	△ 3.6
元年 9月	212,579	95.5	△ 0.8	87.0	94.4	100.0	26.6	225,469	93.9	△ 3.6
元年 10月	213,931	96.1	△ 0.9	87.2	96.5	100.0	27.0	226,769	94.5	△ 3.5
元年 11月	214,768	96.5	△ 0.6	87.8	96.9	99.7	26.9	228,268	95.1	△ 3.2
元年 12月	214,656	96.4	△ 0.2	87.7	95.9	100.1	27.2	228,094	95.0	△ 2.7
2年 1月	212,460	95.4	4.3	87.9	89.4	100.0	26.5	226,683	94.4	2.6
2年 2月	211,947	95.2	2.8	87.5	92.6	100.6	26.7	225,966	94.2	1.4
2年 3月	213,122	95.7	2.9	87.7	94.4	99.7	26.6	229,977	95.8	2.2
2年 4月	214,417	96.3	1.6	87.3	95.8	100.7	26.9	232,026	96.7	1.7

注：「所定内給与」とは、「きまとて支給する給与」から「所定外給与（時間外勤務手当等）」を差し引いたもの。各「指數」は平成27年を100としたもの。△は- (マイナス) を表す。

資料出所：鳥取県地域振興部統計課 毎月勤労統計調査月報（令和2年3月分より）

毎月勤労統計調査

区分	常用労働者平均(事業所規模5人以上)			
	平均月間総実労働時間 (時間)		平均月間所定内労働時間 (時間)	
	全国	鳥取県	全国	鳥取県
平成25年	145.5	149.6	134.9	141.2
平成26年	145.1	149.4	134.1	141.1
平成27年	144.5	152.7	133.5	143.9
平成28年	143.7	151.3	132.9	142.6
平成29年	143.4	152.4	132.5	143.6
平成30年	142.2	150.3	131.4	140.6
令和元年	139.1	145.1	128.5	135.6

区分	常用労働者平均(事業所規模30人以上)			
	平均月間総実労働時間 (時間)		平均月間所定内労働時間 (時間)	
	全国	鳥取県	全国	鳥取県
平成25年	149.3	152.2	136.9	142.3
平成26年	149.0	150.6	136.2	140.9
平成27年	148.7	153.4	135.8	144.0
平成28年	148.6	153.8	135.9	143.9
平成29年	148.4	154.3	135.8	144.6
平成30年	147.4	155.1	134.9	143.3
令和元年	144.5	150.5	132.1	139.0

資料出所:厚生労働省 毎月勤労統計調査

令和2年 春季賃上げ 各集計機関別集計状況

【賃金】

● 連合 (平均賃金方式、加重平均)

鳥取労働局労働基準部賃金室作成

(前年同時期)

	3月13日 (3月13日発表)	3月19日 (3月19日発表)	4月2日 (4月6日発表)	集計中止	5月7日 (5月11日発表)	6月2日 (6月5日発表)	7月2日 (7月6日発表)		(7月5日発表)
全体計	1.91%	1.94%	1.94%		1.93%	1.90%	1.90%		2.07%
	5,841円 (577組合) 1,425,981人	5,880円 (1,051組合) 1,676,991人	5,761円 (2,277組合) 2,142,422人		5,683円 (3,123組合) 2,364,572人	5,536円 (4,321組合) 2,678,576人	5,506円 (4,807組合) 2,773,076人		5,997円 (5,405組合) 2,806,555人

(平均賃金方式、300人未満、加重平均)

	3月13日 (3月13日発表)	3月19日 (3月19日発表)	4月2日 (4月6日発表)	集計中止	5月7日 (5月11日発表)	6月2日 (6月5日発表)	7月2日 (7月6日発表)		(7月5日発表)
300人未満	2.05%	2.03%	1.93%		1.91%	1.81%	1.81%		1.94%
	5,255円 (280組合) 30,579人	5,163円 (579組合) 62,326人	4,808円 (1,453組合) 154,785人		4,725円 (2,119組合) 222,410人	4,512円 (3,052組合) 304,603人	4,464円 (3,456組合) 341,466人		4,765円 (3,980組合) 370,642人

(平均賃金方式、300人以上、加重平均)

	3月13日 (3月13日発表)	3月19日 (3月19日発表)	4月2日 (4月6日発表)	集計中止	5月7日 (5月11日発表)	6月2日 (6月5日発表)	7月2日 (7月6日発表)		(7月5日発表)
300人以上	1.91%	1.94%	1.94%		1.93%	1.91%	1.91%		2.09%
	5,855円 (297組合) 1,395,402人	5,909円 (472組合) 1,614,665人	5,839円 (824組合) 1,987,637人		5,788円 (1,004組合) 2,142,162人	5,677円 (1,269組合) 2,373,973人	5,663円 (1,351組合) 2,431,610人		6,199円 (1,425組合) 2,435,913人

○ 経団連 (原則として東証一部上場、従業員500人以上、主要21業種・大手251社、加重平均、回答状況)

(前年同企業)

	5月21日		4月23日
大手企業	2.17%	7,297円 (86社)	2.46% 8,310円 (60社)

(原則として従業員500人未満、17業種・752社、加重平均、回答状況)

(前年同時期)

	6月12日		6月18日
中小企業	1.72%	4,471円 (201社)	1.87% 4,764円 (203社)

令和2年 春季賃上げ 各集計機関別集計状況

【年間一時金】

● 連合（加重平均、回答集計）

	5月7日 (5月11日発表)	6月2日 (6月5日発表)	7月2日 (7月6日発表)			(前年同期) (7月5日発表)
月数回答	4.92月 (1,528組合) 1,313,966人	4.83月 (1,795組合) 1,753,341人	4.79月 (2,145組合) 1,872,581人			4.86月 (2,558組合) 2,111,991人
金額回答	1,589,259円 (731組合) 792,363人	1,586,314円 (1,086組合) 1,045,145人	1,533,681円 (1,423組合) 1,238,685人			1,531,983円 (1,464組合) 1,243,997人

○ 経団連

なし

【夏季一時金】

● 連合（季別、加重平均、回答集計）

	5月7日 (5月11日発表)	7月2日 (7月6日発表)				(前年同期) (7月5日発表)
月数回答	2.36月 (1,211組合) 841,964人	2.56月 (2,458組合) 1,293,003人				2.61月 (2,227組合) 1,264,993人
金額回答	654,899円 (686組合) 473,600人	734,257円 (1,762組合) 752,744人				744,627円 (1,231組合) 582,580人

○ 経団連（原則として東証一部上場、従業員500人以上、主要21業種・大手251社、加重平均、妥結状況）

(前年同企業)

大手企業	6月17日					
回答月数		—				—
妥結額	925,947円 (86社)	—				985,055円 (86社)

鳥取県の経済動向（資料出所：鳥取県地域振興部統計課）

公表時期	基調判断	消費	投資	生産	雇用
令和2年1月	弱い動きとなっている	消費増税前の駆け込み需要の反動もあり、下振れる	持ち直しの動きに足踏みが見られる	持ち直しの動きに足踏みが見られる	一部に減速感が見られるものの、引き続き改善している
令和2年2月	弱い動きとなっている	消費増税の影響も残り、低調な動き	持ち直しの動きに足踏みが見られる	持ち直しの動きに足踏みが見られる	一部に減速感が見られるものの、引き続き改善している
令和2年3月	弱い動きとなっている	暖冬の影響もあり、低調な動き	持ち直しの動きに足踏みが見られる	持ち直しの動きに足踏みが見られる	改善の動きに減速感が見られる
令和2年4月	弱い動きが続き、不透明感が広がる	引き続き低調な動き	一部に弱めの動きが見られる	足踏みが続き、不透明感が広がる	改善の動きに減速感が見られる
令和2年5月	弱い動きが続き、先行きは厳しい	引き続き低調な動き	一部に弱めの動きが見られる	足踏みが続き、先行きは厳しい	改善の動きに減速感が見られる
令和2年6月	厳しさを増している	一段と弱い動きとなっている	一部に弱めの動きが見られる	足踏みが続き、先行きは厳しい	弱めの動きが見られる
令和2年7月	厳しさを増している	弱い動きが続いている	一部に弱めの動きが見られる	大幅に下振れ、弱い動き	弱めの動きが見られる

鳥取県内の経済情勢（資料出所：財務省中国財務局鳥取財務事務所）

公表時期	総論	個人消費	設備投資	生産活動	企業収益	企業の景況感	雇用情勢
令和2年1月	緩やかに持ち直している	一部に弱さがみられるものの、持ち直しつつある	元年度は前年度を上回る見込み	一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しつつある	元年度は増益見込み	「下降」超に転じる	着実に改善しており、人手不足感が継続している
令和2年4月	新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制され、足下で下押しされており、厳しい状況にある	新型コロナウイルス感染症の影響により、足下、弱含んでいる	元年度は前年度を上回る見込み	弱い動きとなっている	元年度は減益見込み	「下降」超幅が拡大	改善してきたが、足下、新型コロナウイルス感染症の影響がみられる

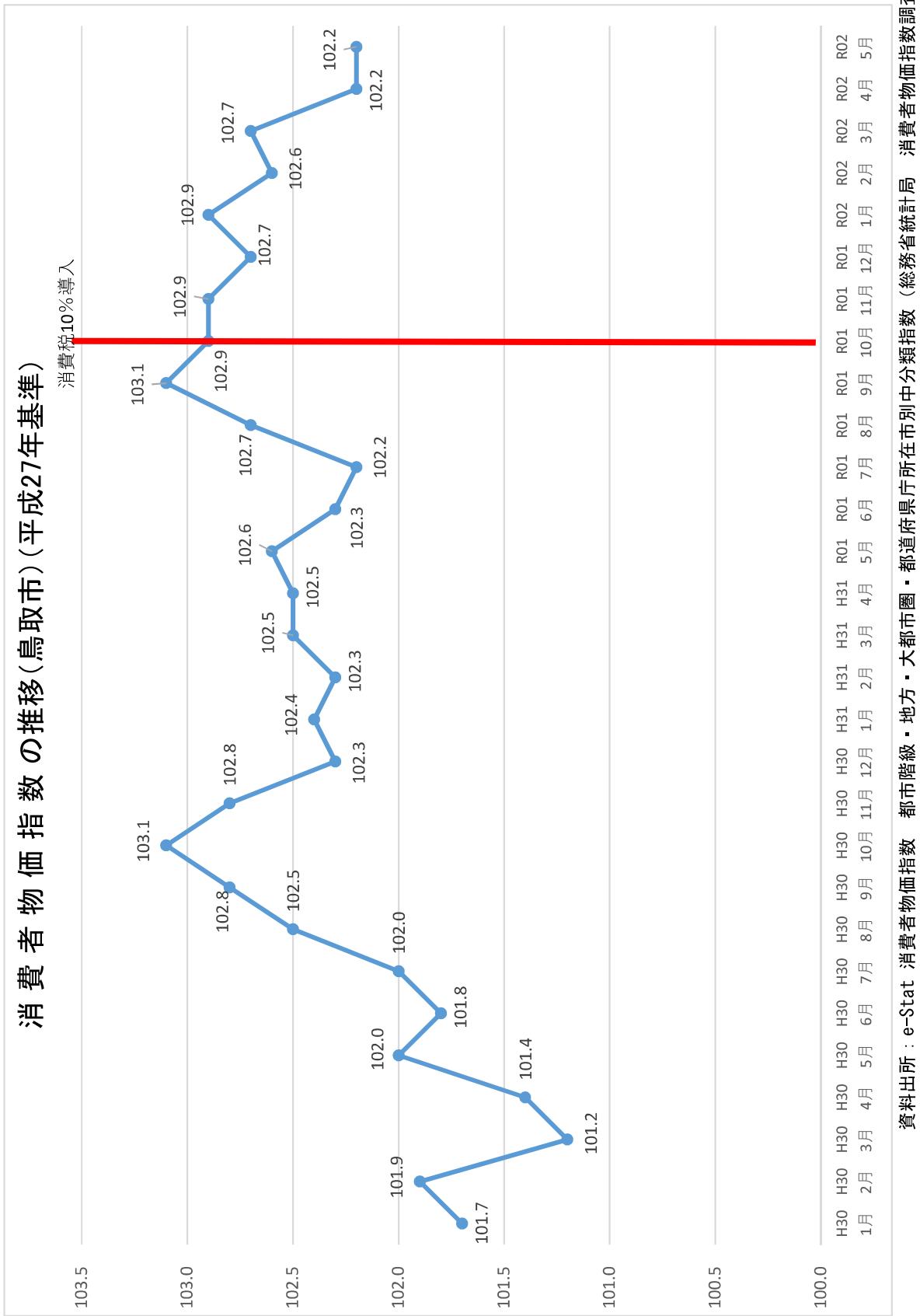
2015年基準消費者物価指數時系列リスト

鳥取市

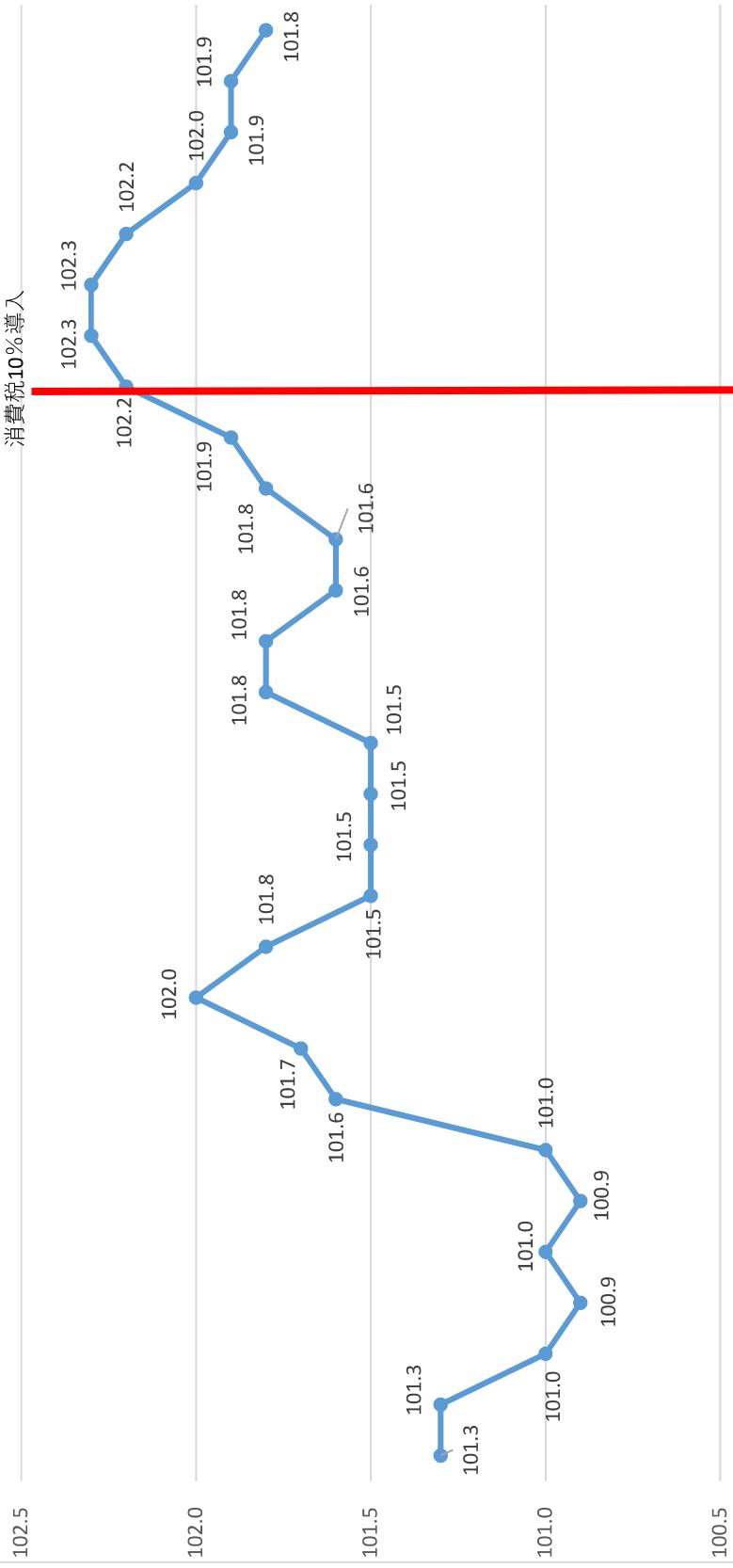
001 0001 : 総合

平成27年=100
2015=100

		21年 2009	22年 2010	23年 2011	24年 2012	25年 2013	26年 2014	27年 2015	28年 2016	29年 2017	30年 2018	平成31年 令和元年 2019	2年 2020	3年 2021
指 数	1月	98.0	97.2	96.1	96.6	96.2	97.1	99.6	99.6	100.4	101.7	102.4	102.9	
	2月	97.8	96.8	96.0	96.6	96.0	97.2	99.5	99.6	100.2	101.9	102.3	102.6	
	3月	97.9	97.0	96.2	96.9	95.9	97.3	99.8	99.6	100.2	101.2	102.5	102.7	
	4月	97.8	96.5	96.2	96.8	96.2	99.3	100.1	99.9	100.3	101.4	102.5	102.2	
	5月	97.7	96.5	96.4	96.8	96.4	99.5	100.5	99.8	100.5	102.0	102.6	102.2	
	6月	97.6	96.5	96.3	96.2	96.2	99.8	100.1	99.7	100.3	101.8	102.3		
	7月	97.2	95.9	96.6	95.9	96.6	99.7	100.0	99.6	100.3	102.0	102.2		
	8月	97.7	96.2	96.5	96.2	97.0	100.4	100.2	99.9	100.7	102.5	102.7		
	9月	97.4	96.3	96.2	96.1	97.1	100.0	100.3	99.9	100.9	102.8	103.1		
	10月	97.1	96.3	96.4	96.1	97.0	99.7	100.2	100.8	100.9	103.1	102.9		
	11月	97.1	96.2	95.9	96.0	97.1	99.3	99.9	100.7	101.2	102.8	102.9		
	12月	97.1	96.0	95.9	95.9	97.2	99.9	99.7	100.6	101.3	102.3	102.7		
	年 平 均	97.5	96.5	96.2	96.3	96.6	99.1	100.0	100.0	100.6	102.1	102.6		
	年度平均	97.2	96.2	96.4	96.2	96.9	99.7	100.0	100.2	100.9	102.3	102.7		
前 月 比	1月	-0.5	-0.4	0.1	0.7	0.3	-0.1	-0.4	-0.2	-0.2	0.4	0.2	0.1	
	2月	-0.2	-0.4	-0.1	0.0	-0.2	0.2	-0.1	0.0	-0.2	0.1	-0.2	-0.3	
	3月	0.1	0.2	0.1	0.4	-0.1	0.0	0.3	0.0	0.0	-0.6	0.2	0.1	
	4月	-0.1	-0.5	0.0	-0.1	0.4	2.1	0.3	0.3	0.1	0.2	0.0	-0.5	
	5月	-0.1	0.0	0.3	-0.1	0.2	0.2	0.4	-0.1	0.2	0.5	0.1	0.1	
	6月	-0.1	0.0	-0.2	-0.6	-0.2	0.4	-0.4	-0.1	-0.2	-0.2	-0.2		
	7月	-0.4	-0.6	0.3	-0.3	0.4	-0.2	-0.1	-0.1	0.0	0.2	-0.1		
	8月	0.5	0.3	-0.1	0.3	0.5	0.7	0.2	0.3	0.4	0.6	0.5		
	9月	-0.3	0.1	-0.3	-0.1	0.0	-0.3	0.1	-0.1	0.2	0.2	0.4		
	10月	-0.3	0.0	0.3	0.0	-0.1	-0.3	-0.1	0.9	0.0	0.3	-0.2		
	11月	0.0	-0.1	-0.6	0.0	0.1	-0.4	-0.4	0.0	0.3	-0.3	0.0		
	12月	0.0	-0.2	0.1	-0.2	0.1	0.6	-0.1	-0.1	0.1	-0.6	-0.2		
前 年 同 月 比	1月	0.3	-1.3	-1.1	0.4	-0.4	0.9	2.4	0.0	0.9	1.3	0.7	0.4	
	2月	0.3	-1.5	-0.8	0.5	-0.6	1.3	2.2	0.1	0.6	1.7	0.4	0.3	
	3月	0.2	-1.6	-0.8	0.8	-1.1	1.5	2.6	-0.2	0.6	1.0	1.2	0.2	
	4月	0.0	-1.8	-0.4	0.7	-0.6	3.2	0.9	-0.2	0.4	1.1	1.0	-0.3	
	5月	-1.0	-1.5	-0.1	0.3	-0.4	3.2	1.3	-0.7	0.6	1.5	0.6	-0.3	
	6月	-1.8	-1.2	-0.2	-0.1	0.0	3.7	0.4	-0.4	0.6	1.5	0.5		
	7月	-2.8	-1.3	0.7	-0.7	0.7	3.2	0.5	-0.4	0.6	1.7	0.2		
	8月	-2.6	-1.2	0.3	-0.3	0.9	3.4	0.0	-0.3	0.7	1.9	0.2		
	9月	-2.3	-0.6	-0.1	-0.1	1.0	3.0	0.2	-0.4	1.0	1.9	0.3		
	10月	-2.3	-0.3	0.1	-0.4	1.0	2.8	0.4	0.5	0.1	2.2	-0.2		
	11月	-1.9	-0.3	-0.3	0.2	1.1	2.2	0.5	0.9	0.5	1.6	0.1		
	12月	-1.4	-0.7	-0.1	-0.1	1.4	2.8	-0.2	0.9	0.7	0.9	0.4		
	年 平 均	-1.3	-1.1	-0.2	0.1	0.2	2.6	0.9	0.0	0.6	1.5	0.5		
	年度平均	-1.7	-0.8	0.1	-0.2	0.7	2.9	0.4	0.2	0.8	1.4	0.3		



消費者物価指数の推移(全国)(平成27年基準)



資料出所：総務省 2015年基準 消費者物価指数 全国

H30	H31	H31	R01	R01	R01	R01	R02	R02	R02											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月

鳥取地方の最低賃金を直ちに1000円以上に引き上げ、 地域間格差の解消を求める要請書

鳥取労働局 局長 石田 聰 殿

鳥取地方最低賃金審議会 会長 岩井 和由 殿

■ 請願趣旨 ■

新型コロナウイルスの感染拡大によって、日本経済は深刻な停滞に陥っています。この不況を克服するには、賃金を底上げし、内需を拡大することが必要です。最低賃金を大きく引き上げ、地域間格差を解消することが求められます。

日本の最低賃金制度は、地域別にランク分けされ、諸外国に大きく見劣りする低水準に置かれています。地域間格差が年々広がり、最低賃金の低い地方からの若者などの流出が大きな問題になっています。私たちは、普通に働けば人間らしい生活ができる最低賃金の水準と全国一律最低賃金制度を求めます。それに至る過程として、鳥取地方の最低賃金を、今すぐ1000円以上に引き上げ、格差を是正することを、政治の決断で実現してください。それこそが地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道です。

そのためにも、地域経済を支える主役である中小企業・小規模事業者に最低賃金の引上げを保障する特別な財政措置を行ってください。あわせて、単価の不当な切り下げなど大企業の下請いじめを正すことなど、コストが価格に適正に反映される仕組みを整備するよう要請します。

■ 請願項目 ■

1. 鳥取地方の最低賃金を直ちに1000円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業支援企業に対する支援を行うこと。

以上

1,042 人数分を添えて要請します。



2020年7月17日
鳥取県労働組合総連合
議長 田中 晓
鳥取市西品治806
TEL 0857-21-3171

2020年 7月14日

鳥取労働局

局長 石田 聰 殿

電機連合鳥取地域協議会
議長 篠原 勝

申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

鳥取県において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電気計測器製造業を除く）、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。 2,725人

2. 最低賃金の適用範囲を受けるべき基幹的労働者の範囲

鳥取県において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電気計測器製造業を除く）、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者は除く。

(1) 18歳未満または65歳以上の者

(2) 扱い後6ヶ月未満の者であつて技能習得中の者

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ) 清掃または片付けの業務

ロ) 手作業により、または手工具もしくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、包装または箱詰めの業務

以上 7,672人

3. 改定決定を申し出る最低賃金の件名

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の最低賃金の改定決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改定決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 2,725人

賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数 2,725人 = 35.5% (概ね3分の1以上)

鳥取県における電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電気計測器製造業を除く）、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者数。 7,672人

●労働協約上の賃金の最も低い額 = 820円／時間

●現在適用されている法定最低賃金額 = 807円／時間

6. 添付書類（別紙[1]、[2]）

①労働協約の写し ②申出合意書および委任状 ③鳥取県における電子部品・デバイス・電子回路等製造業の事業所数と労働者数の概数およびこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数 ④所定労働日数および労働時間数

以上



別紙（1）

鳥取県における電子部品・デバイス・電子回路等製造業の事業所数と労働者数の概数

産業小分類	労働者数（人）	備考
電子部品・デバイス・電子回路製造業	7,672	本年度より産業小分類ごとの人員は不明
電気機械器具・同関連機械器具製造業		
情報通信機械器具・同関連機械器具製造業		

(上記のうち、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳)

事業所名	組合名	賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数（人）
		426
		244
		324
		189
		231
		220
		62
		65
		172
		118
		43
		162
		43
		140
		136
		99
		51
計	17組合	2,725

最低賃金の改正決定申出に合意する事業所別所定労働日数等の内訳 (電子部品・デバイス・電子回路等製造業)

2020.7.14						
協定期間	協定期額	1月あたり 所定労働日数	年間労 働日数	一日の所定 労働時間数	日額換算	時間額換算
4/1 ~ 3/31	(協) 164,000	20.17	242	7 時間 45 分	8,133	1,050
3/21 ~ 3/20	(協) 164,000	20.00	240	7 時間 45 分	(協) 8,200	(協) 1,058
4/1 ~ 3/31	(協) 164,000	20.00	240	7 時間 45 分	(協) 8,135	(協) 1,049
3/16 ~ 3/15	(協) 157,400	20.00	240	8 時間 00 分	7,870	(協) 984
4/1 ~ 3/31	(協) 164,000	19.92	239	7 時間 45 分	(協) 8,231	(協) 1,063
4/1 ~ 3/31	(協) 159,000	19.92	239	8 時間 00 分	(協) 7,983	(協) 998
7/1 ~ 6/30	(協) 137,700	20.08	241	7 時間 40 分	(協) 6,827	(協) 890
5/1 ~ 4/30		21.58	259	8 時間 00 分	(協)	899
5/1 ~ 4/30	(協) 150,000	20.58	247	7 時間 35 分	(協) 7,289	(協) 962
4/1 ~ 3/31	(協) 136,000	20.58	247	7 時間 50 分	6,608	844
4/16 ~ 4/15	(協) 153,000	20.67	248	8 時間 00 分	(協) 7,286	(協) 911
5/16 ~ 5/15	(協) 140,500	21.67	260	7 時間 55 分	6,485	820
4/1 ~ 3/31	(協) 146,200	20.42	245	7 時間 45 分	(協) 7,191	(協) 928
4/1 ~ 3/31	(協) 140,000	21.00	252	8 時間 00 分	(協) 6,667	(協) 834
4/1 ~ 3/31	(協) 160,960	19.75	237	7 時間 45 分	8,150	1,052
4/1 ~ 3/31	(協) 160,000	21.17	254	8 時間 00 分	7,560	945
3/21 ~ 3/20	(協) 164,000	20.00	240	7 時間 45 分	(協) 8,200	(協) 1,058

意向表明時点における特定（産業別）最低賃金の適用労働者数及び使用労働者数

1 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金

(1) 適用労働者数 7, 672人 (8, 356人)
(2) 適用使用者数 175人 (171人)

2 鳥取県各種商品小売業最低賃金

(1) 適用労働者数 1, 430人 (1, 545人)
(2) 適用使用者数 8人 (8人)

※ () は昨年度